

第562回 広島地方最低賃金審議会 資料目次

資料 No. 1	広島地方最低賃金審議会 委員名簿	P. 1
資料 No. 2	広島地方最低賃金審議会 広島県最低賃金専門部会委員名簿	P. 2
資料 No. 3	令和7年賃金改定状況調査結果	P. 3
資料 No. 4	最低賃金額と生活保護費の比較（令和7年度）	P. 15
資料 No. 5	生活扶助基準額（広島県）	P. 16
資料 No. 6	消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）（目安小委員会資料）	P. 17
資料 No. 7	主要統計資料（目安小委員会資料）	P. 19
資料 No. 8	最低賃金に関する調査研究（目安小委員会資料）	P. 27
資料 No. 9 - 1	賃上げと稼ぐ力強化パッケージ（中国経済産業局）	P. 49
資料 No. 9 - 2	下請代金法等が改正されます（中国経済産業局）	P. 51
資料 No. 9 - 3	価格交渉・価格転嫁をよろず拠点が後押しします（中国経済産業局）	P. 52
資料 No. 10- 1	令和6年度 業務改善助成金アンケート結果	P. 53
資料 No. 10- 2	令和6年度 業務改善助成金アンケート結果(速報)	P. 55
資料 No. 10- 3	業務改善助成金の都道府県別実績（交付決定件数）	P. 56

第57期 広島地方最低賃金審議会 委員名簿

広島労働局
令和7年5月1日現在

区分	氏名	現職
公益代表	岡田 行正	広島修道大学 教授
	酒井 朋子	税理士
	中原 良子	弁護士
	三井 正信	安田女子大学 教授
	村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	角 直樹	電機連合広島地域協議会事務局長
	橋本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
	林 秀彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
	藤村 直樹	自動車総連広島地方協議会 幹事
使用者代表	池久保 典也	株式会社 池久保電工社 代表取締役社長
	木村 康宏	広島県経営者協会 専務理事
	蔵田 秀和	広島県中小企業団体中央会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事
	光村 暢純	ミツヤ工業株式会社 代表取締役社長

(50音順・第57期)

広島地方最低賃金審議会
広島県最低賃金専門部会 委員名簿

令和7年度

広島労働局

令和7年7月30日任命

区分	氏名	現職
公益代表	岡田 行正	広島修道大学 教授
	酒井 朋子	税理士
	村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会 広島県本部 事務局長
	林 秀彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
	橋本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
使用者代表	木村 康宏	広島県経営者協会 専務理事
	蔵田 秀和	広島県中小企業団体中央会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事

(注) 各側50音順

令和7年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,486 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和4年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,813	1,560	26.8%
B ランク	6,334	1,992	31.4%
C ランク	4,339	1,428	32.9%
合計	16,486	4,980	30.2%

4. 集計労働者 31,297 人

（うち、令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者は25,932人（82.9%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和7年6月1日現在〕

ロ 事業所の労働者数〔令和7年6月1日現在〕

ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和7年6月分〕

ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和5年度分、令和6年度分〕

ホ 賃金改定の状況〔令和7年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和7年6月1日現在〕

ロ 賃金形態〔令和6年6月分、令和7年6月分〕

ハ 基本給額、諸手当〔令和6年6月分、令和7年6月分（見込額）〕

ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和6年6月分、令和7年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	50.3	0.5	24.9	24.3	100.0	54.8	0.7	28.1	16.3	100.0	47.8	0.2	26.9	25.1	100.0	54.8	0.9	18.1	26.2
B	100.0	48.8	0.9	28.4	21.9	100.0	56.3	1.3	25.0	17.4	100.0	44.7	0.5	28.4	26.4	100.0	53.0	2.5	25.6	18.8
C	100.0	47.5	0.8	25.8	25.8	100.0	40.6	0.0	30.0	29.4	100.0	43.2	0.1	27.7	29.0	100.0	55.2	1.5	19.0	24.3
計	100.0	49.2	0.8	26.7	23.4	100.0	54.2	0.9	26.7	18.1	100.0	45.6	0.4	27.8	26.3	100.0	54.1	1.6	21.2	23.1
R6年	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	38.9	0.0	29.7	31.4	100.0	38.5	0.8	28.3	32.4	100.0	63.9	0.4	17.2	18.6	100.0	54.0	1.7	22.3	21.9
B	100.0	36.9	0.3	33.9	28.8	100.0	31.8	0.4	43.2	24.6	100.0	69.8	0.6	14.0	15.6	100.0	52.2	1.9	32.2	13.7
C	100.0	34.9	0.0	29.8	35.2	100.0	50.3	0.4	32.4	16.9	100.0	71.4	3.2	10.3	15.1	100.0	50.1	2.0	28.2	19.6
計	100.0	37.4	0.2	31.7	30.7	100.0	36.8	0.5	35.8	26.8	100.0	67.5	0.9	14.9	16.8	100.0	52.6	1.9	28.2	17.4
R6年	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	4.0	5.0	4.1	3.6	2.7	4.7	3.4	4.5	-12.2	-12.4	-8.5	-14.3		-25.0	-3.1	-10.0	1.9	2.7	1.9	1.8	1.1	1.5	2.2	2.2
B	5.2	4.9	5.5	4.7	6.2	5.4	4.1	6.2	-8.4	-4.3	-13.9	-16.4	-3.9	-0.0	-0.3	-6.9	2.5	2.7	2.4	2.1	2.3	1.7	2.8	3.1
C	4.8	4.9	4.4	3.2	4.8	10.0	3.8	4.9	-9.5		-53.3	-10.0		-14.2	-3.4	-13.1	2.2	2.0	1.8	1.6	1.7	5.0	2.6	2.2
計	4.7	5.0	4.8	4.0	4.7	5.9	3.8	5.4	-9.6	-6.7	-14.3	-15.2	-3.9	-15.9	-2.3	-8.8	2.2	2.6	2.1	1.9	1.7	2.1	2.5	2.7
R 6 年	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-1.1	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数												
A	1.5 %	2.5 %	5.0 %	0.70	2.0 %	3.0 %	4.8 %	0.47	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	2.0 %	2.7 %	5.0 %	0.56
B	1.6	3.1	5.4	0.61	1.8	3.4	5.1	0.49	1.6	3.1	5.0	0.55	1.8	3.5	4.9	0.44
C	1.4	3.3	6.0	0.70	2.4	4.5	6.0	0.40	1.5	3.1	6.3	0.77	1.4	2.8	3.9	0.45
計	1.5	3.0	5.0	0.58	2.0	3.2	5.1	0.48	1.5	3.1	5.1	0.58	2.0	2.9	4.9	0.50
R6年	1.6	3.2	5.2	0.56	1.6	3.0	5.0	0.57	1.7	3.4	5.3	0.53	2.0	3.5	5.2	0.46

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0 %	1.6 %	3.0 %	0.63	1.0 %	3.5 %	8.0 %	1.00	1.0 %	2.4 %	4.3 %	0.69	1.2 %	3.0 %	5.0 %	0.63
B	1.0	3.8	10.1	1.20	1.1	3.8	8.5	0.97	1.2	2.7	5.0	0.70	1.2	3.0	5.5	0.72
C	1.1	5.0	6.6	0.55	2.5	3.9	5.8	0.42	1.0	2.3	5.0	0.87	2.4	4.0	6.0	0.45
計	1.0	2.5	6.0	1.00	1.1	3.8	8.0	0.91	1.1	2.5	4.9	0.76	1.3	3.0	5.3	0.67
R6年	1.2	4.0	6.7	0.69	1.5	3.5	8.0	0.93	1.4	2.7	5.0	0.67	1.7	3.3	5.0	0.50

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年					
男 女 計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1
男	A	1,845	1,875	1.6	1.9	1,740	1,760	1.1	1.4	1,909	1,953	2.3	2.0	2,143	2,164	1.0	1.6	1,493	1,519	1.7	4.2	1,666	1,648	-1.1	0.1	1,929	1,923	-0.3	4.1	2,009	2,069	3.0	1.5
	B	1,635	1,664	1.8	1.7	1,628	1,654	1.6	2.3	1,651	1,690	2.4	1.8	2,007	2,015	0.4	0.9	1,345	1,381	2.7	0.1	1,615	1,606	-0.6	2.1	1,644	1,657	0.8	-1.0	1,662	1,690	1.7	2.1
	C	1,452	1,486	2.3	3.0	1,446	1,479	2.3	3.2	1,469	1,500	2.1	2.2	1,796	1,808	0.7	2.9	1,210	1,271	5.0	4.2	1,391	1,395	0.3	4.5	1,449	1,489	2.8	3.2	1,449	1,493	3.0	3.1
	計	1,699	1,729	1.8	1.9	1,658	1,682	1.4	2.0	1,726	1,766	2.3	2.0	2,053	2,067	0.7	1.5	1,389	1,425	2.6	2.5	1,610	1,599	-0.7	1.5	1,739	1,748	0.5	1.8	1,764	1,806	2.4	1.9
女	A	1,505	1,544	2.6	2.5	1,326	1,356	2.3	3.2	1,503	1,552	3.3	1.7	1,783	1,807	1.3	2.6	1,306	1,339	2.5	3.1	1,400	1,406	0.4	3.3	1,621	1,667	2.8	2.2	1,503	1,545	2.8	1.8
	B	1,275	1,323	3.8	2.9	1,194	1,235	3.4	3.2	1,236	1,281	3.6	2.8	1,482	1,532	3.4	1.5	1,105	1,144	3.5	3.1	1,254	1,285	2.5	4.0	1,416	1,478	4.4	2.6	1,293	1,352	4.6	3.5
	C	1,199	1,240	3.4	2.6	1,038	1,078	3.9	3.5	1,207	1,248	3.4	2.2	1,402	1,421	1.4	3.4	1,040	1,080	3.8	1.5	1,104	1,141	3.4	3.3	1,312	1,358	3.5	3.2	1,275	1,320	3.5	2.6
	計	1,356	1,399	3.2	2.7	1,219	1,256	3.0	3.2	1,336	1,382	3.4	2.3	1,625	1,659	2.1	2.2	1,170	1,207	3.2	2.9	1,295	1,317	1.7	3.6	1,484	1,538	3.6	2.6	1,383	1,433	3.6	2.7

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年					
一般 パート 計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1
一般	A	1,831	1,870	2.1	2.2	1,702	1,727	1.5	1.5	1,936	1,991	2.8	1.7	2,023	2,052	1.4	2.4	1,623	1,663	2.5	5.4	1,697	1,664	-1.9	2.2	1,782	1,827	2.5	2.9	1,890	1,958	3.6	1.8
	B	1,594	1,634	2.5	1.8	1,551	1,584	2.1	2.2	1,633	1,677	2.7	1.9	1,811	1,839	1.5	0.7	1,438	1,474	2.5	-1.3	1,546	1,551	0.3	1.1	1,529	1,590	4.0	1.9	1,663	1,704	2.5	2.5
	C	1,416	1,452	2.5	3.0	1,353	1,388	2.6	3.4	1,438	1,475	2.6	2.9	1,649	1,658	0.5	2.9	1,285	1,350	5.1	1.8	1,336	1,355	1.4	2.0	1,398	1,434	2.6	3.5	1,442	1,489	3.3	3.0
	計	1,667	1,706	2.3	2.1	1,590	1,621	1.9	2.1	1,723	1,771	2.8	1.9	1,901	1,928	1.4	1.8	1,498	1,541	2.9	2.1	1,582	1,574	-0.5	1.6	1,601	1,652	3.2	2.5	1,732	1,783	2.9	2.3
パート	A	1,354	1,383	2.1	2.2	1,247	1,269	1.8	3.8	1,290	1,325	2.7	1.9	1,640	1,644	0.2	0.2	1,238	1,265	2.2	2.6	1,199	1,238	3.3	2.0	1,545	1,579	2.2	2.0	1,414	1,401	-0.9	1.0
	B	1,182	1,223	3.5	3.5	1,141	1,173	2.8	4.3	1,145	1,185	3.5	3.5	1,333	1,378	3.4	3.4	1,075	1,114	3.6	3.6	1,124	1,155	2.8	5.4	1,337	1,388	3.8	2.7	1,288	1,331	3.3	2.7
	C	1,081	1,125	4.1	2.2	972	1,011	4.0	3.4	1,098	1,133	3.2	0.7	1,387	1,448	4.4	5.1	1,012	1,053	4.1	2.4	1,004	1,042	3.8	5.9	1,193	1,253	5.0	2.7	1,145	1,180	3.1	-0.8
	計	1,237	1,273	2.9	2.8	1,160	1,189	2.5	3.8	1,195	1,232	3.1	2.5	1,488	1,512	1.6	1.6	1,125	1,160	3.1	3.2	1,141	1,175	3.0	4.1	1,416	1,460	3.1	2.4	1,315	1,342	2.1	1.5

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性 就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年	R 6年 6月	R 7年 6月		R 6年					
計	A	1,666	1,714	2.9	2.7	1,594	1,632	2.4	2.7	1,723	1,772	2.8	2.5	1,974	2,017	2.2	2.7	1,395	1,435	2.9	3.4	1,511	1,567	3.7	2.7	1,677	1,731	3.2	2.9	1,792	1,860	3.8	2.3
	B	1,432	1,480	3.4	2.9	1,441	1,483	2.9	2.9	1,447	1,496	3.4	3.0	1,732	1,791	3.4	1.7	1,185	1,231	3.9	3.0	1,395	1,428	2.4	3.4	1,454	1,517	4.3	2.8	1,522	1,568	3.0	2.8
	C	1,304	1,351	3.6	3.1	1,262	1,303	3.2	3.6	1,333	1,383	3.8	2.7	1,613	1,652	2.4	3.2	1,102	1,150	4.4	1.9	1,195	1,241	3.8	4.5	1,334	1,381	3.5	3.9	1,393	1,448	3.9	2.7
	計	1,509	1,558	3.2	2.8	1,481	1,521	2.7	2.9	1,539	1,588	3.2	2.8	1,842	1,891	2.7	2.4	1,254	1,298	3.5	3.0	1,418	1,463	3.2	3.2	1,528	1,586	3.8	3.0	1,614	1,670	3.5	2.5
男	A	1,864	1,914	2.7	2.5	1,741	1,778	2.1	2.5	1,941	1,993	2.7	2.5	2,153	2,201	2.2	2.1	1,526	1,579	3.5	3.7	1,693	1,743	3.0	1.5	1,950	1,985	1.8	2.9	2,023	2,098	3.7	2.2
	B	1,647	1,693	2.8	2.5	1,636	1,674	2.3	2.8	1,665	1,721	3.4	3.0	2,018	2,071	2.6	1.4	1,379	1,422	3.1	1.2	1,612	1,643	1.9	2.6	1,644	1,689	2.7	1.1	1,664	1,705	2.5	2.5
	C	1,458	1,507	3.4	3.1	1,459	1,498	2.7	3.6	1,466	1,518	3.5	2.9	1,803	1,839	2.0	2.5	1,244	1,292	3.9	4.0	1,378	1,432	3.9	4.7	1,445	1,499	3.7	2.8	1,456	1,512	3.8	2.7
	計	1,713	1,761	2.8	2.6	1,664	1,702	2.3	2.7	1,745	1,798	3.0	2.7	2,063	2,112	2.4	1.9	1,424	1,472	3.4	2.7	1,619	1,661	2.6	2.4	1,746	1,789	2.5	2.2	1,771	1,827	3.2	2.4
女	A	1,518	1,566	3.2	2.9	1,321	1,359	2.9	3.4	1,524	1,570	3.0	2.6	1,806	1,843	2.0	3.2	1,323	1,356	2.5	3.1	1,402	1,462	4.3	3.3	1,633	1,690	3.5	2.9	1,506	1,565	3.9	2.4
	B	1,281	1,332	4.0	3.2	1,193	1,239	3.9	3.3	1,242	1,284	3.4	3.1	1,499	1,562	4.2	2.1	1,104	1,151	4.3	3.8	1,268	1,303	2.8	3.9	1,426	1,492	4.6	3.1	1,300	1,355	4.2	3.4
	C	1,201	1,247	3.8	3.1	1,044	1,085	3.9	3.7	1,211	1,259	4.0	2.4	1,397	1,441	3.1	4.1	1,039	1,088	4.7	1.2	1,099	1,140	3.7	4.5	1,317	1,362	3.4	4.1	1,278	1,331	4.1	2.5
	計	1,364	1,413	3.6	3.1	1,217	1,260	3.5	3.4	1,348	1,392	3.3	2.7	1,642	1,690	2.9	2.9	1,174	1,217	3.7	3.2	1,301	1,347	3.5	3.7	1,495	1,554	3.9	3.1	1,388	1,444	4.0	2.9
一般	A	1,839	1,895	3.0	2.7	1,702	1,741	2.3	2.5	1,947	2,004	2.9	2.4	2,029	2,084	2.7	2.6	1,648	1,702	3.3	3.8	1,691	1,750	3.5	2.8	1,796	1,853	3.2	3.1	1,894	1,970	4.0	2.6
	B	1,599	1,651	3.3	2.6	1,558	1,599	2.6	2.7	1,637	1,692	3.4	3.0	1,824	1,884	3.3	1.5	1,439	1,490	3.5	1.4	1,544	1,576	2.1	2.0	1,538	1,608	4.6	2.5	1,664	1,715	3.1	2.7
	C	1,419	1,466	3.3	3.4	1,365	1,406	3.0	3.7	1,436	1,488	3.6	3.2	1,648	1,686	2.3	3.1	1,303	1,363	4.6	2.6	1,316	1,366	3.8	3.6	1,404	1,444	2.8	4.2	1,445	1,503	4.0	3.0
	計	1,673	1,726	3.2	2.8	1,595	1,635	2.5	2.7	1,731	1,786	3.2	2.8	1,910	1,965	2.9	2.3	1,511	1,565	3.6	2.7	1,577	1,622	2.9	2.5	1,612	1,672	3.7	3.0	1,735	1,798	3.6	2.7
パート	A	1,364	1,401	2.7	2.7	1,245	1,276	2.5	3.4	1,308	1,341	2.5	2.8	1,688	1,665	-1.4	2.4	1,249	1,282	2.6	3.1	1,204	1,257	4.4	2.5	1,549	1,600	3.3	2.6	1,417	1,456	2.8	1.1
	B	1,186	1,229	3.6	3.7	1,136	1,179	3.8	4.7	1,152	1,190	3.3	3.3	1,336	1,389	4.0	3.0	1,076	1,120	4.1	3.7	1,127	1,163	3.2	5.0	1,346	1,400	4.0	3.4	1,290	1,327	2.9	3.1
	C	1,080	1,127	4.4	2.4	970	1,009	4.0	3.7	1,101	1,146	4.1	1.4	1,404	1,456	3.7	3.3	1,010	1,053	4.3	1.6	1,000	1,039	3.9	6.1	1,185	1,246	5.1	3.0	1,150	1,194	3.8	1.3
	計	1,242	1,284	3.4	3.1	1,157	1,195	3.3	4.0	1,204	1,241	3.1	2.8	1,510	1,526	1.1	2.6	1,130	1,170	3.5	3.2	1,143	1,186	3.8	4.1	1,421	1,475	3.8	3.0	1,317	1,355	2.9	2.0

(資料注) 第4表①、②の集計労働者31,297人のうち、本表の集計対象となる令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者は25,932人(82.9%)。

参考1 賃金引き上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引き上げを実施した事業所	賃金引き上げの実施時期は、昨年と比較して				
		変わらない	早 い	遅 い	その他	
A	100.0	86.0	3.1	0.7	10.2	
B	100.0	79.5	10.3	1.3	8.8	
C	100.0	79.2	10.7	1.0	9.1	
計	100.0	82.1	7.4	1.1	9.4	
	R 6 年	100.0	77.2	9.7	2.2	11.0

(注) 「その他」には、前年には賃金引き上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引き上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	33.8	5.5	14.5	36.0	10.1	100.0	25.5	4.8	18.9	44.4	6.4	100.0	33.7	3.9	15.1	36.5	10.7	100.0	36.5	9.7	11.0	29.9	12.9
B	100.0	32.7	3.1	21.0	35.5	7.8	100.0	29.1	3.2	25.8	33.1	8.8	100.0	40.8	2.5	16.1	35.8	4.9	100.0	31.8	0.6	11.7	46.0	10.0
C	100.0	35.9	5.4	17.2	32.9	8.7	100.0	41.4	3.7	8.9	41.7	4.4	100.0	36.9	3.4	20.8	28.1	10.8	100.0	36.6	9.4	12.1	31.7	10.2
計	100.0	33.5	4.3	18.0	35.3	8.8	100.0	29.1	3.9	20.9	38.8	7.3	100.0	37.7	3.1	16.4	34.9	7.8	100.0	34.7	6.1	11.4	36.4	11.5
R6年	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8

ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	38.8	3.1	16.8	31.8	9.5	100.0	33.8	1.6	11.1	35.5	18.0	100.0	31.2	15.2	17.5	30.6	5.6	100.0	37.0	5.5	5.6	44.9	7.0
B	100.0	31.6	1.9	27.9	26.1	12.4	100.0	21.4	6.1	26.3	37.4	8.7	100.0	38.2	8.5	23.5	23.9	5.8	100.0	21.9	1.5	15.7	54.5	6.4
C	100.0	33.7	7.1	18.3	27.6	13.3	100.0	33.4	0.0	20.5	45.3	0.9	100.0	40.5	15.9	18.9	21.6	3.1	100.0	28.7	6.3	10.6	48.4	6.0
計	100.0	34.6	3.1	22.3	28.5	11.5	100.0	27.5	3.7	19.7	37.4	11.6	100.0	35.1	12.4	20.2	26.8	5.4	100.0	28.1	3.5	11.5	50.3	6.5
R6年	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和6年	令和7年
39.2	39.6

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和6年	令和7年
男性	41.6	41.6
女性	58.4	58.4

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和5年度	令和6年度
246.6	246.1

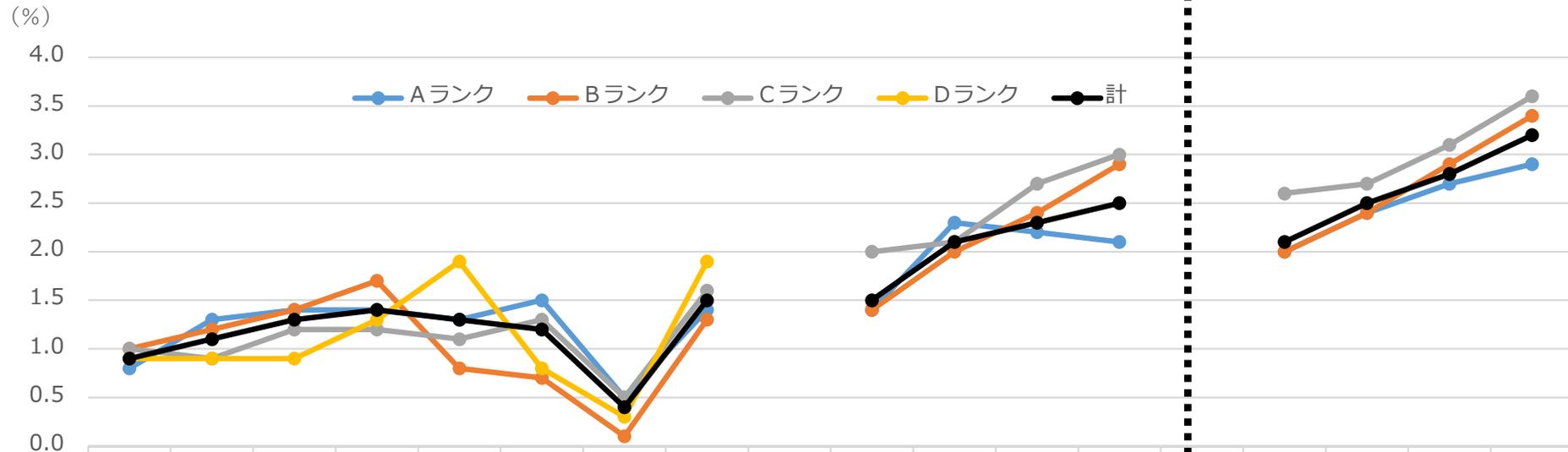
賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

第4表①②

※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
 ※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

第4表③

※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）



	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022組替集計	2023	2024	2025	2022組替集計	2023	2024	2025
Aランク	0.8	1.3	1.4	1.4	1.3	1.5	0.5	1.4	1.4	2.3	2.2	2.1	2.0	2.4	2.7	2.9
Bランク	1.0	1.2	1.4	1.7	0.8	0.7	0.1	1.3	1.4	2.0	2.4	2.9	2.0	2.4	2.9	3.4
Cランク	1.0	0.9	1.2	1.2	1.1	1.3	0.5	1.6	2.0	2.1	2.7	3.0	2.6	2.7	3.1	3.6
Dランク	0.9	0.9	0.9	1.3	1.9	0.8	0.3	1.9								
計	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	1.5	1.5	2.1	2.3	2.5	2.1	2.5	2.8	3.2

(資料出所) 厚生労働省「賃金改定状況調査」

(注) 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。

2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

最低賃金額と生活保護費の比較(令和7年度)

(単位：円)

都道府県	生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）（注2）	最低賃金（令和5年度） ×173.8×0.807	最低賃金（令和6年度） ×173.8×0.807
北海道	106,601	134,646	141,659
青森	98,428	125,950	133,665
岩手	96,196	125,249	133,524
宮城	101,914	129,457	136,470
秋田	96,402	125,810	133,384
山形	97,803	126,231	133,945
福島	95,454	126,231	133,945
茨城	94,894	133,665	140,958
栃木	98,921	133,805	140,818
群馬	97,641	131,140	138,153
埼玉県	112,485	144,184	151,197
千葉県	109,485	143,903	150,916
東京都	123,045	156,106	163,118
神奈川県	118,793	155,965	162,978
新潟	99,219	130,579	138,153
富山	95,378	132,963	139,976
石川	98,255	130,859	138,012
福井	95,496	130,579	138,012
山梨	93,084	131,561	138,574
長野	96,121	132,963	139,976
岐阜	97,673	133,244	140,397
静岡県	102,818	138,012	145,025
愛知県	104,379	144,044	151,056
三重	96,048	136,470	143,483
滋賀	99,522	135,628	142,641
京都	109,630	141,379	148,391
大阪	111,903	149,233	156,246
兵庫県	108,421	140,397	147,550
奈良	98,803	131,280	138,293
和歌山	95,757	130,298	137,451
鳥取	95,198	126,231	134,226
島根	92,664	126,792	134,927
岡山	100,705	130,719	137,732
広島	103,821	136,049	143,062
山口	92,171	130,158	137,311
徳島	89,568	125,670	137,451
香川	96,691	128,756	136,049
愛媛	97,219	125,810	134,085
高知	93,010	125,810	133,524
福岡	99,364	131,981	139,135
佐賀	91,817	126,231	134,085
長崎	94,262	125,950	133,665
熊本	93,581	125,950	133,524
大分	92,697	126,091	133,805
宮崎	92,684	125,810	133,524
鹿児島	92,467	125,810	133,665
沖縄	95,928	125,670	133,524

(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

生活扶助基準額（広島県）

令和5年10月1日改正

（単位：円）

1 広島県における18～19歳の単身世帯の例（限度額）

級 地 区 分		1 級 地			2 級 地		3 級 地		
		1	2		1	2	1	2	
広 島 県		(該当なし)	広島市	福山市	呉市 府中町	(該当なし)	三原市 尾道市 府中市 大竹市 廿日市市 海田町 坂町	竹原市 三次市 庄原市 東広島市 安芸高田市 江田島市 熊野町	安芸太田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町
生活 扶助	第1類費 及び 第2類費		74,310	74,310	74,310		71,460	70,080	67,740

2 その他の加算額

（単位：円）

級 地 区 分		1 級 地			2 級 地		3 級 地		
		1	2		1	2	1	2	
広 島 県		(該当なし)	広島市	福山市	呉市 府中町	(該当なし)	三原市 尾道市 府中市 大竹市 廿日市市 海田町 坂町	竹原市 三次市 庄原市 東広島市 安芸高田市 江田島市 熊野町	安芸太田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町
冬季加算額 (VI区・単身世帯) (11月～3月)			2,630	2,630	2,630		2,630	2,630	2,630
期末一時扶助費 (毎年12月)			13,520	13,520	13,520		12,250	11,610	10,970

3 広島県の住宅扶助（特別基準額）

（単位：円）

級 地 区 分		1 級 地			2 級 地		3 級 地		
		1	2		1	2	1	2	
広 島 県		(該当なし)	広島市	福山市	呉市 府中町	(該当なし)	三原市 尾道市 府中市 大竹市 廿日市市 海田町 坂町	竹原市 三次市 庄原市 東広島市 安芸高田市 江田島市 熊野町	安芸太田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町
①	単身世帯		38,000	34,000	35,000		35,000	33,000	33,000
②	世帯人員2名		46,000	41,000	42,000		42,000	40,000	40,000
③	世帯人員3～5名		49,000	44,000	46,000		46,000	43,000	43,000
④	世帯人員6名		53,000	48,000	49,000		49,000	46,000	46,000
⑤	世帯人員7名以上		59,000	53,000	55,000		55,000	52,000	52,000

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

(単位：%)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年					
											1月	2月	3月	4月	5月	6月
全国	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	3.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.8
Aランク	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	3.1	4.6	4.0	4.0	3.9	3.9	3.7
Bランク	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	3.2	4.7	4.3	4.3	4.0	3.8	3.5
Cランク	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.5	5.0	4.5	4.4	4.2	4.0	3.9

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である

5 消費者物価指数等の推移
(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年					
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
A ラ ン ク	東京都	1.0	△0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△0.3	3.0	3.9	4.0	3.3	3.4	4.0	3.9	3.5
	神奈川県	1.1	△0.2	0.3	1.2	0.9	△0.3	△0.4	2.9	3.9	4.7	4.1	4.1	3.7	3.9	3.8
	大阪府	1.2	△0.1	△0.1	0.9	0.6	△0.2	△0.9	2.9	3.9	4.8	4.2	4.4	4.5	4.2	4.1
	愛知県	1.2	△0.3	0.4	1.1	0.1	△0.1	△0.4	3.2	3.7	5.1	4.5	4.3	3.9	4.2	3.9
	埼玉	1.0	△0.4	0.4	1.1	0.7	△0.3	△0.6	3.1	3.6	4.4	3.9	3.9	3.6	3.6	3.2
	千葉	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△0.1	△0.8	2.8	4.2	4.2	3.9	3.8	3.4	3.5	3.6
	兵庫	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△0.7	2.5	3.9	4.8	4.4	4.0	4.0	4.3	3.9
	京都	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△0.2	△0.2	3.0	3.7	5.1	4.6	4.4	4.3	4.0	4.3
	茨城	1.0	△0.4	0.7	1.3	0.9	△0.2	△0.2	2.8	3.8	4.8	4.9	4.5	4.1	4.3	4.1
	静岡	1.2	△0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△0.8	3.1	3.7	5.0	4.5	4.2	3.7	3.7	4.0
	富山	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△0.1	△0.5	2.9	4.2	4.3	4.0	4.3	3.9	3.9	3.6
	広島	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△0.4	2.8	3.6	4.5	4.3	4.5	4.7	4.2	3.6
	徳島	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△0.4	△0.7	2.3	3.1	4.1	3.7	3.5	3.3	3.4	2.9
	滋賀	1.4	△0.2	0.6	1.3	0.7	△0.2	△0.5	2.7	3.7	4.7	4.2	4.1	4.0	3.3	2.9
	群馬	1.1	△0.2	0.8	1.8	0.9	△0.2	△0.3	2.8	4.3	4.3	4.3	4.2	3.7	3.4	3.3
	宮城	1.0	△0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△0.3	3.5	4.4	5.0	4.4	4.4	4.3	4.1	3.9
山梨	1.0	△0.5	0.5	1.7	0.8	△0.5	△0.1	3.0	3.8	5.0	4.2	4.4	4.0	4.0	3.2	
三重	1.0	△0.4	0.4	1.3	0.2	△0.1	△0.3	3.0	3.4	4.2	4.3	4.2	3.6	3.5	3.1	
石川	1.0	△0.3	0.6	1.2	0.3	△0.2	△0.1	2.3	3.9	4.4	4.6	4.6	4.4	3.9	3.8	
福岡	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△0.5	2.2	3.7	4.8	4.3	4.3	4.3	4.3	4.0	
香川	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△0.2	△0.4	2.4	3.4	4.4	4.1	3.8	4.0	3.0	3.0	
岡山	0.7	△0.1	0.7	0.8	△0.1	0.1	△0.1	2.3	3.5	4.7	4.3	4.4	4.3	4.0	3.7	
福井	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△0.6	2.6	3.8	5.5	4.7	4.9	4.3	3.7	3.7	
奈良	1.2	△0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	3.9	5.2	4.6	4.4	3.6	3.3	3.5	
山口	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	3.6	4.8	4.2	4.7	3.9	3.7	3.2	
長野	0.7	△0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	4.2	4.8	4.0	4.2	3.9	3.5	3.2	
北海道	0.7	△0.4	1.2	1.8	0.6	△0.3	0.0	3.5	4.3	4.3	3.9	4.2	4.3	4.1	3.6	
岐阜	1.4	△0.3	0.3	0.8	0.1	△0.9	△0.3	2.9	3.8	5.6	5.0	4.8	4.3	4.8	4.3	
徳島	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3	4.5	4.1	3.9	3.6	3.6	3.4	
福島	0.8	△0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△0.5	3.2	3.9	4.2	4.0	4.1	3.6	3.7	3.1	
新潟	0.8	△0.1	0.7	1.1	1.1	0.5	△0.2	3.3	3.3	5.0	4.9	4.6	4.5	4.3	3.8	
和歌山	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△0.3	2.2	3.1	4.1	4.2	4.5	4.2	4.2	3.8	
愛媛	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△0.3	△0.6	2.4	4.0	4.1	4.0	4.3	3.6	3.4	3.0	
島根	1.0	△0.3	0.4	1.3	0.6	△0.7	△0.1	2.7	3.8	4.5	4.3	4.0	3.6	3.1	2.0	
大分	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△0.5	2.1	3.3	4.6	4.1	4.1	4.0	3.8	3.8	
熊本	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△0.4	△0.6	2.4	3.7	5.1	4.6	4.6	3.9	3.7	3.8	
山形	0.6	△0.5	1.0	1.0	0.8	△0.2	△0.1	2.7	3.8	5.2	4.5	4.3	4.0	3.7	3.5	
佐賀	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△0.8	2.7	4.0	4.7	4.6	4.7	4.8	5.0	4.9	
長崎	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△0.4	2.6	3.7	5.4	4.6	4.6	4.6	4.4	4.1	
岩手	0.5	△0.1	1.6	1.3	0.3	△0.1	0.2	2.8	4.5	4.3	3.9	4.1	3.8	3.7	3.7	
高知	1.3	△0.1	0.9	0.6	0.6	△0.2	△0.4	2.2	4.0	5.1	4.3	4.6	4.4	4.2	4.1	
鳥取	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△0.4	△0.7	2.9	4.0	4.0	4.2	4.0	3.8	3.5	3.4	
秋田	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△0.6	0.3	4.0	4.0	4.8	4.5	3.8	3.4	3.3	2.9	
鹿児島	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△0.4	2.1	3.1	6.2	5.1	4.9	4.7	4.4	4.6	
宮崎	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△0.5	2.6	3.6	5.2	5.0	4.7	4.4	4.3	4.1	
沖縄	0.2	△0.6	1.3	1.6	0.6	△0.7	△0.1	4.0	3.9	4.9	4.5	4.3	4.1	4.1	3.5	
沖縄	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△0.7	0.0	3.2	4.3	5.6	5.1	5.0	4.4	4.0	4.4	

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

主要統計資料

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)				鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率 (%)
	名目 (億円)	前期比 (%)	年率換算 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	実数 (件)	前期比 (%)	実数 (万人)	前年差 (万人)	
2015年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	8,812	△ 2.7	222	△ 14	3.4
2016年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	8,446	△ 1.6	208	△ 14	3.1
2017年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
2018年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
2019年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
2020年	5,396,460	△ 3.3	-	5,295,015	△ 4.2	100.0	△ 10.4	100.0	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
2021年	5,530,683	2.5	-	5,437,799	2.7	105.4	5.4	108.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
2022年	5,604,643	1.3	-	5,488,634	0.9	105.3	△ 0.1	108.1	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
2023年	5,913,791	5.5	-	5,564,874	1.4	103.9	△ 1.3	107.0	8,690	35.2	178	△ 1	2.6
2024年	6,094,588	3.1	-	5,574,454	0.2	101.2	△ 2.6	101.4	10,006	15.1	176	△ 2	2.5
2024年 1～3月	5,952,082	0.1	0.3	5,521,792	△ 0.3	99.0	△ 5.2	100.1	2,319	△ 6.2	175	△ 2	2.5
4～6月	6,096,643	2.4	10.1	5,574,544	1.0	101.1	2.1	101.9	2,612	1.8	189	4	2.7
7～9月	6,128,740	0.5	2.1	5,586,547	0.2	101.4	0.3	100.4	2,483	△ 1.5	179	△ 5	2.6
10～12月	6,198,058	1.1	4.6	5,617,658	0.6	101.8	0.4	101.4	2,592	1.0	163	△ 4	2.3
2025年 1～3月	6,253,212	0.9	3.6	5,615,418	0.0	101.5	△ 0.3	103.7	2,457	2.3	169	△ 6	2.4
4～6月	-	-	-	-	-	-	-	-	2,533	△ 3.0	-	-	-
2025年 1月	-	-	-	-	-	99.9	△ 1.1	105.3	840	4.5	174	2	2.5
2月	-	-	-	-	-	102.2	2.3	104.1	764	△ 1.1	168	△ 6	2.4
3月	-	-	-	-	-	102.4	0.2	101.6	853	△ 2.4	173	5	2.5
4月	-	-	-	-	-	101.3	△ 1.1	102.9	828	1.3	176	3	2.5
5月	-	-	-	-	-	101.8	0.5	-	857	△ 15.1	172	△ 4	2.5
6月	-	-	-	-	-	-	-	-	848	3.4	-	-	-
資料出所	内閣府「国民経済計算」				経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ				総務省「労働力調査」

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期(月、四半期)比(差)であり、そのほかの数値は原数値である。また、鉱工業生産指数の2025年5月の数値は速報値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。実質の金額は2015暦年連鎖価格である。

3 2017年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。

また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

	求人倍率		消費者物価指数 (特家の附属家賃を除く総合)			国内企業物価指数			賃金 (現金給与総額) 指数、パート比率							
	新規 (倍)	有効 (倍)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	調査産業計					パート 比率 (%)
											実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)	
2015年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
2016年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.14
2017年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.31
2018年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
2019年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2020年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
2021年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
2022年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
2023年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
2024年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.6	2.3	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.85	109.3	3.0	99.4	△ 0.1	12.95
2024年 1~3月	2.29	1.26	108.3	0.1	120.6	0.6	104.5	0.8	96.5	0.5	30.91	105.9	0.4	97.7	0.0	13.03
4~6月	2.22	1.25	109.4	1.0	122.2	1.3	106.4	1.8	97.2	0.7	30.63	108.6	2.5	99.3	1.6	12.97
7~9月	2.25	1.24	110.4	1.0	123.3	0.9	106.4	0.0	96.3	△ 0.9	30.77	108.6	0.0	98.4	△ 0.9	12.87
10~12月	2.26	1.25	111.9	1.3	124.5	1.0	107.4	0.9	96.1	△ 0.2	31.11	109.6	0.9	98.1	△ 0.3	12.94
2025年 1~3月	2.31	1.25	113.0	1.0	125.7	1.0	106.9	△ 0.5	94.5	△ 1.7	31.53	110.1	0.5	97.3	△ 0.8	13.19
4~6月					126.4	0.6										
2025年 1月	2.32	1.26	113.2	0.6	125.3	0.2	106.3	△ 1.6	94.1	△ 2.1	31.43	109.1	△ 1.9	96.5	△ 2.4	13.14
2月	2.30	1.24	112.7	△ 0.4	125.7	0.3	107.4	1.0	95.1	1.1	31.65	110.1	0.9	97.5	1.0	13.20
3月	2.32	1.26	113.1	0.3	126.1	0.3	106.9	△ 0.5	94.4	△ 0.7	31.51	111.0	0.8	98.0	0.5	13.22
4月	2.24	1.26	113.5	0.4	126.5	0.3	107.4	0.5	94.7	0.3	31.04	110.7	△ 0.3	97.6	△ 0.4	13.06
5月	2.14	1.24	113.9	0.4	126.4	△ 0.1	106.6	△ 0.7	93.6	△ 1.2	31.11	110.6	△ 0.1	97.1	△ 0.5	13.00
6月					126.2	△ 0.2										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」			日本銀行「企業物価指数」			厚生労働省「毎月勤労統計調査」							

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期 (四半期、月) 比であり、そのほかの数値は原数値である。
 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。
 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、指数から算出した場合と一致しない。また、2025年5月の数値は速報値である。
 4 国内企業物価指数の2025年6月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：%)

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年					
								1月	2月	3月	4月	5月	
現金給与総額	30人以上	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	3.3	2.2	3.3	2.1	2.4	0.3
	500人以上	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	1.7	1.8	2.1	2.4	2.6	0.6
	100～499人	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	3.0	0.1	4.1	1.9	2.4	0.0
	30～99人	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	3.9	3.6	2.6	1.6	1.2	△ 0.2
	5～29人	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	2.4	1.2	1.9	3.1	1.8	2.9
定期給与額	30人以上	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	2.6 (2.7)	2.6 (2.6)	1.8 (1.6)	1.4 (1.6)	2.3 (2.4)	2.1 (2.2)
	500人以上	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	1.7 (1.7)	2.0 (1.7)	1.4 (1.3)	1.5 (1.7)	2.2 (2.2)	2.1 (2.3)
	100～499人	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	2.0 (2.2)	2.3 (2.7)	2.3 (2.7)	1.3 (1.5)	2.1 (2.4)	2.1 (2.3)
	30～99人	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	3.0 (3.3)	2.5 (2.5)	1.6 (1.5)	0.8 (0.9)	1.8 (1.8)	1.4 (1.4)
	5～29人	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.3 (1.3)	1.7 (1.7)	1.7 (1.7)	1.5 (1.5)	2.0 (2.0)	2.3 (2.4)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。

3 2025年5月の数値は速報値である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：%)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年				
										1月	2月	3月	4月	5月
30人以上	25.22	25.09	25.09	25.59	25.27	25.05	24.53	24.68	24.82	25.53	25.68	25.54	25.10	25.28
500人以上	17.05	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.74	16.13	16.07	15.92	15.57	15.62
100～499人	24.46	24.99	24.59	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	23.78	24.97	24.85	24.85	24.44	24.74
30～99人	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.82	30.51	31.13	31.64	31.37	30.97	31.17
5～29人	37.80	37.90	39.06	39.77	39.14	39.52	41.01	42.07	40.31	40.59	40.90	40.70	40.29	40.20

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 2025年5月の数値は速報値である。

ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、%）

	高校卒						短大卒 (事務)	大学卒 (事務・技術)			大学院 (修士) 卒	
	(事務・技術)			(現業)				一律	基幹職	差あり		補助職
	一律	差あり		一律	差あり							
		基幹職	補助職		基幹職	補助職						
2015年度	163,737	167,472	159,382	165,054	184,173	175,591	205,914	207,854	184,169	222,083		
	1,239 (0.8)	904 (0.5)	706 (0.4)	1,151 (0.7)	1,579 (0.9)	1,342 (0.8)	1,574 (0.8)	1,933 (0.9)	1,318 (0.7)	1,875 (0.9)		
2016年度	164,828	167,370	159,246	166,617	185,186	176,197	207,163	209,785	184,691	223,684		
	824 (0.5)	582 (0.3)	616 (0.4)	748 (0.5)	995 (0.5)	767 (0.4)	880 (0.4)	1,263 (0.6)	631 (0.3)	1,153 (0.5)		
2017年度	165,977	167,090	159,497	167,568	186,402	177,546	208,235	211,051	186,004	224,212		
	1,093 (0.7)	565 (0.3)	532 (0.3)	834 (0.5)	966 (0.5)	851 (0.5)	1,109 (0.5)	1,132 (0.5)	745 (0.4)	930 (0.4)		
2018年度	168,286	170,104	161,889	168,085	187,652	179,334	208,929	213,500	188,362	225,362		
	1,361 (0.8)	2,618 (1.6)	2,385 (1.5)	1,386 (0.8)	1,660 (0.9)	1,493 (0.8)	1,637 (0.8)	2,171 (1.0)	1,511 (0.8)	1,707 (0.8)		
2019年度	168,696	170,298	161,058	170,066	187,941	180,431	209,173	214,378	188,111	225,732		
	1,670 (1.0)	1,737 (1.0)	1,641 (1.0)	1,613 (1.0)	1,490 (0.8)	1,642 (0.9)	1,544 (0.7)	1,251 (0.6)	1,041 (0.6)	1,569 (0.7)		
2020年度	170,663	174,719	163,383	171,892	190,068	182,648	209,561	214,974	189,037	225,729		
	1,681 (1.0)	1,098 (0.8)	1,160 (0.7)	1,443 (0.8)	1,597 (0.8)	1,202 (0.7)	1,408 (0.7)	1,608 (0.8)	1,231 (0.7)	1,498 (0.7)		
2021年度	171,550	173,527	162,731	171,894	190,262	183,068	210,092	215,665	189,113	226,262		
	634 (0.4)	781 (0.5)	603 (0.4)	505 (0.3)	867 (0.5)	797 (0.4)	727 (0.3)	904 (0.4)	544 (0.3)	778 (0.3)		
2022年度	174,214	177,922	167,016	172,803	192,547	185,158	212,129	216,397	190,808	228,266		
	1,967 (1.1)	2,050 (1.2)	2,109 (1.3)	1,871 (1.1)	1,883 (1.0)	1,669 (0.9)	1,789 (0.9)	1,375 (0.6)	1,275 (0.7)	1,817 (0.8)		
2023年度	180,494	185,320	174,104	178,920	200,791	193,240	219,946	225,971	198,124	237,300		
	5,988 (3.4)	6,238 (3.5)	6,139 (3.7)	6,084 (3.5)	6,673 (3.4)	6,361 (3.4)	6,161 (2.9)	7,567 (3.5)	6,007 (3.1)	7,158 (3.1)		
2024年度	191,455	197,345	184,337	190,625	214,621	203,873	231,127	241,085	211,616	250,449		
	10,490 (5.8)	8,807 (4.7)	7,884 (4.5)	10,946 (6.1)	11,111 (5.5)	10,072 (5.2)	10,544 (4.8)	13,644 (6.0)	10,757 (5.4)	12,287 (5.2)		
2025年度	206,523	220,192	200,733	205,272	231,638	221,640	255,115	260,438	226,043	273,327		
	12,907 (6.7)	17,530 (8.6)	12,100 (6.4)	12,640 (6.6)	14,658 (6.8)	14,484 (7.0)	15,226 (6.3)	15,893 (6.5)	12,616 (5.9)	16,066 (6.2)		

資料出所 労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

(注) 1 上段は初任給額(円)、下段左は上昇額(円)、下段右は上昇率(%)。

2 集計(回答)企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。

このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっている箇所が一部の区分にみられる。

3 調査対象は、全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業である。

4 2025年度は、東証プライム上場企業についての速報集計結果である。

□ 経常利益増減

(前年度比・%)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (計画)	
規模計	製造業	8.0	9.6	5.8	-8.4
	非製造業	24.0	14.6	5.5	-3.7
大企業	製造業	11.7	9.1	6.0	-8.4
	非製造業	32.7	15.5	2.4	-1.3
中堅企業	製造業	-3.4	10.5	4.2	-8.7
	非製造業	18.0	13.3	9.0	-2.8
中小企業	製造業	-7.8	12.7	6.3	-8.0
	非製造業	8.4	13.2	11.1	-10.7

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (計画)	
規模計	製造業	8.64	9.10	9.32	8.42
	非製造業	5.57	6.14	6.23	5.91
大企業	製造業	10.52	11.50	11.82	10.66
	非製造業	7.61	8.71	8.59	8.31
中堅企業	製造業	5.55	5.45	5.48	4.94
	非製造業	4.11	4.46	4.66	4.42
中小企業	製造業	4.24	4.71	4.82	4.42
	非製造業	3.79	4.10	4.38	3.92

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金に関する調査研究

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年)の概要(速報)



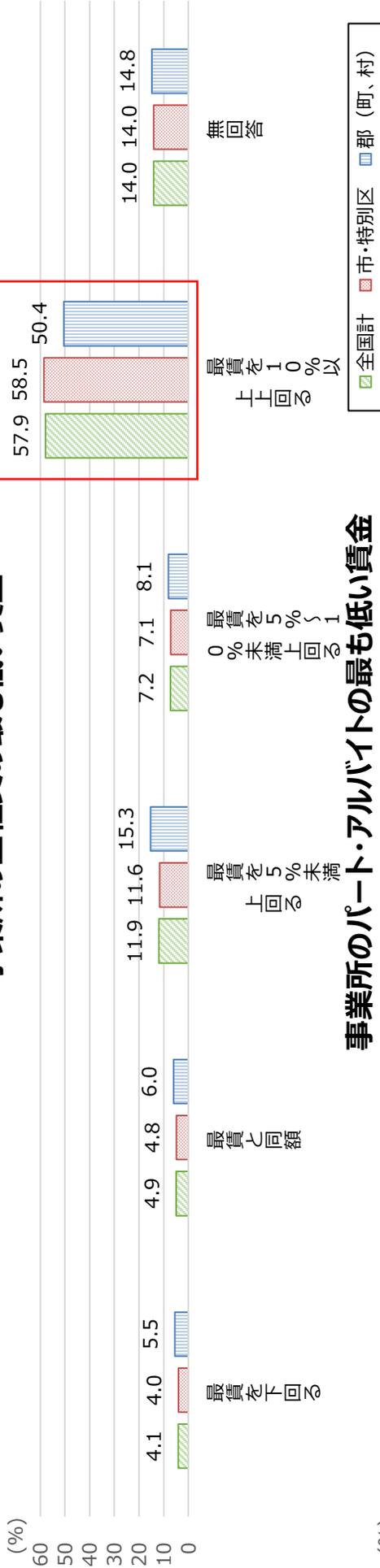
JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024)の概要(速報)

	<p>実施機関 労働政策研究・研修機構 (JILPT)</p> <p>調査の目的 今後の最低賃金に関する検討に資するため、2024年の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。</p> <p>調査の対象 従業員規模1人以上300人未満の全国の企業19,922社(官公営、非営利法人除く)。 ※2023年調査に回答があった企業(8,117社)を対象とするともに、民間調査会社が保有する企業データベースから、新規調査企業として、11,805社を抽出。8,117社には、2021～2023年調査とも回答があったパネル接続可能企業(2,513社)を含む。 ※抽出に当たっては、都道府県のグループ(中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA～Cの3ランク区分)ごとに、産業(15区分)×従業員規模(7区分)別に層化無作為抽出。</p> <p>調査方法 郵送による配布・回収</p> <p>調査期間 2025年1月24日～2月12日(3月上旬までに到着した調査票を集計)</p>																																																																																				
<p>集計対象企業数等</p>	<p>集計対象企業数・割合 集計対象企業数：8,666社(43.5% / 19,922社) (うち、2021年～2023年調査も回答した企業(パネル接続可能)の集計対象企業数：1,843社(73.3% / 2,513社)</p> <table border="1" data-bbox="685 890 813 1574"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aランク</td> <td>1,843</td> <td>21.3</td> </tr> <tr> <td>Bランク</td> <td>4,496</td> <td>51.9</td> </tr> <tr> <td>Cランク</td> <td>2,327</td> <td>26.9</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="835 890 1092 1574"> <thead> <tr> <th>従業員数</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4人</td> <td>2,929</td> <td>33.8</td> </tr> <tr> <td>5～9人</td> <td>2,127</td> <td>24.5</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>1,593</td> <td>18.4</td> </tr> <tr> <td>20～29人</td> <td>684</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>30～49人</td> <td>635</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>50～99人</td> <td>424</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>100～299人</td> <td>274</td> <td>3.2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="685 82 1185 849"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>1,817</td> <td>21.0</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>1,503</td> <td>17.3</td> </tr> <tr> <td>情報通信業</td> <td>158</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>337</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>876</td> <td>10.1</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>1,222</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td>金融業、保険業</td> <td>108</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>不動産業、物品賃貸業</td> <td>359</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>宿泊業</td> <td>101</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>飲食サービス業</td> <td>356</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>生活関連サービス業</td> <td>227</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>娯楽業</td> <td>61</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>教育、学習支援業</td> <td>89</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>医療、福祉</td> <td>420</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>上記以外のサービス業</td> <td>1,032</td> <td>11.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ・本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年)の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。 ・産業、従業員規模、ランクごとの回収数をもとに、集計結果が母集団の構成比と同様となるよう、復元処理(ウェイトバク)を行っている。</p>	ランク	集計対象企業数	構成比(%)	Aランク	1,843	21.3	Bランク	4,496	51.9	Cランク	2,327	26.9	従業員数	集計対象企業数	構成比(%)	1～4人	2,929	33.8	5～9人	2,127	24.5	10～19人	1,593	18.4	20～29人	684	7.9	30～49人	635	7.3	50～99人	424	4.9	100～299人	274	3.2	業種	集計対象企業数	構成比(%)	建設業	1,817	21.0	製造業	1,503	17.3	情報通信業	158	1.8	運輸業	337	3.9	卸売業	876	10.1	小売業	1,222	14.1	金融業、保険業	108	1.2	不動産業、物品賃貸業	359	4.1	宿泊業	101	1.2	飲食サービス業	356	4.1	生活関連サービス業	227	2.6	娯楽業	61	0.7	教育、学習支援業	89	1.0	医療、福祉	420	4.8	上記以外のサービス業	1,032	11.9
ランク	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																			
Aランク	1,843	21.3																																																																																			
Bランク	4,496	51.9																																																																																			
Cランク	2,327	26.9																																																																																			
従業員数	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																			
1～4人	2,929	33.8																																																																																			
5～9人	2,127	24.5																																																																																			
10～19人	1,593	18.4																																																																																			
20～29人	684	7.9																																																																																			
30～49人	635	7.3																																																																																			
50～99人	424	4.9																																																																																			
100～299人	274	3.2																																																																																			
業種	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																			
建設業	1,817	21.0																																																																																			
製造業	1,503	17.3																																																																																			
情報通信業	158	1.8																																																																																			
運輸業	337	3.9																																																																																			
卸売業	876	10.1																																																																																			
小売業	1,222	14.1																																																																																			
金融業、保険業	108	1.2																																																																																			
不動産業、物品賃貸業	359	4.1																																																																																			
宿泊業	101	1.2																																																																																			
飲食サービス業	356	4.1																																																																																			
生活関連サービス業	227	2.6																																																																																			
娯楽業	61	0.7																																																																																			
教育、学習支援業	89	1.0																																																																																			
医療、福祉	420	4.8																																																																																			
上記以外のサービス業	1,032	11.9																																																																																			

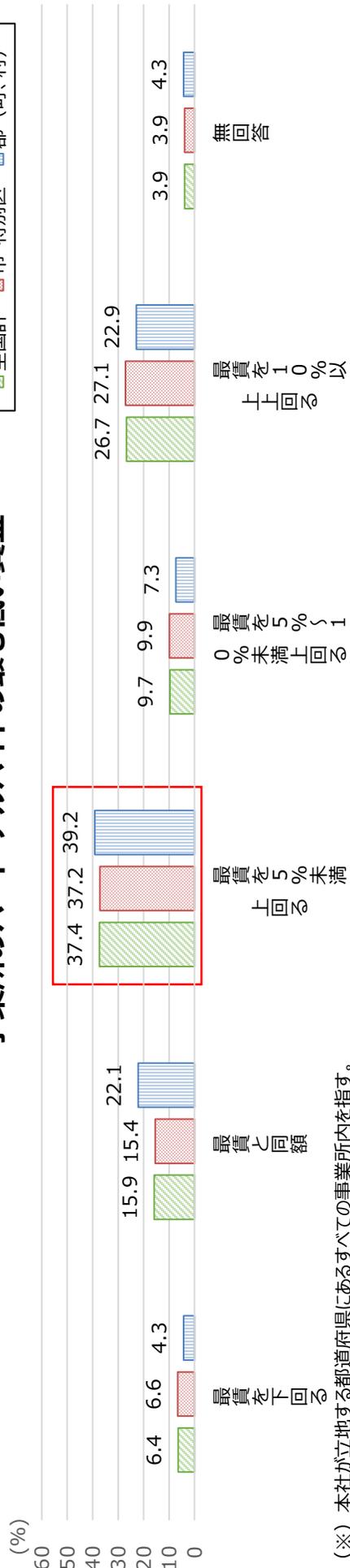
正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも市・特別区の方が、郡（町、村）よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多く、郡（町、村）では、市・特別区よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。

事業所の正社員の最も低い賃金



事業所のパート・アルバイトの最も低い賃金



（※）本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。

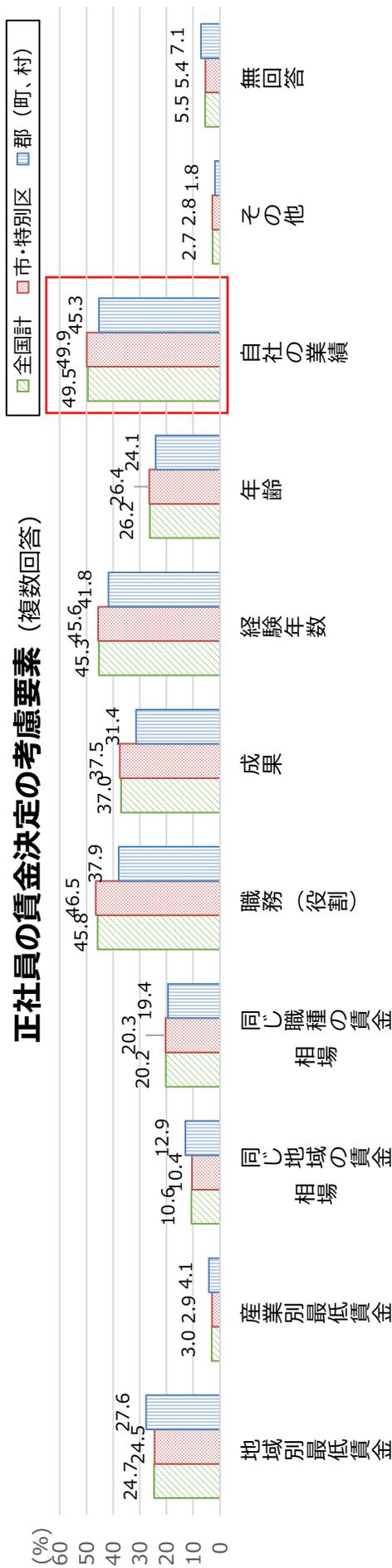
（注）集計対象企業（8,666社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,185社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,411社）について集計。

（注）回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額と比較したもの。時給に換算する際は、精皆手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くとしている。

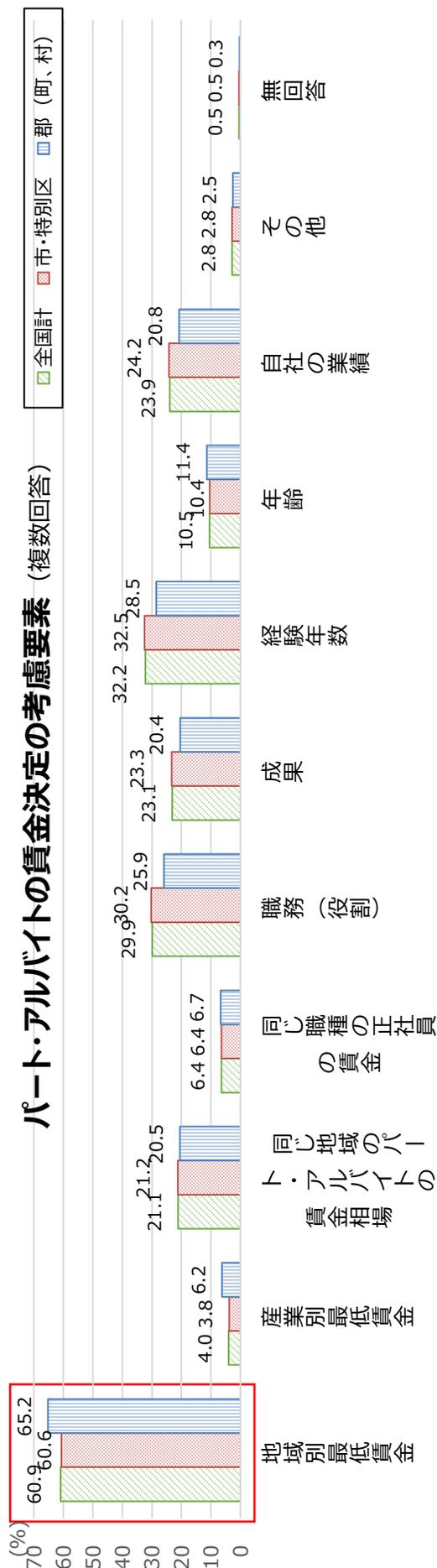
正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「自社の業績」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素 (複数回答)



パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素 (複数回答)



(注) 集計対象企業 (8,666社) のうち、上図は正社員がいる企業 (8,185社)、下図はパート・アルバイトがいる企業 (4,411社) について集計。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は6割程度である。



最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

2024年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は41.7%となっており、取組の内容では、「賃金の引上げ」を除けば、「製品・サービスの価格・料金の引上げ」、「人件費以外の諸経費等コストの削減」、「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」の順に取り組んだ企業割合が高くなっている。

2024年の最低賃金引上げに対する取組の有無



2024年の最低賃金引上げに対処するための取組の内訳 (複数回答)

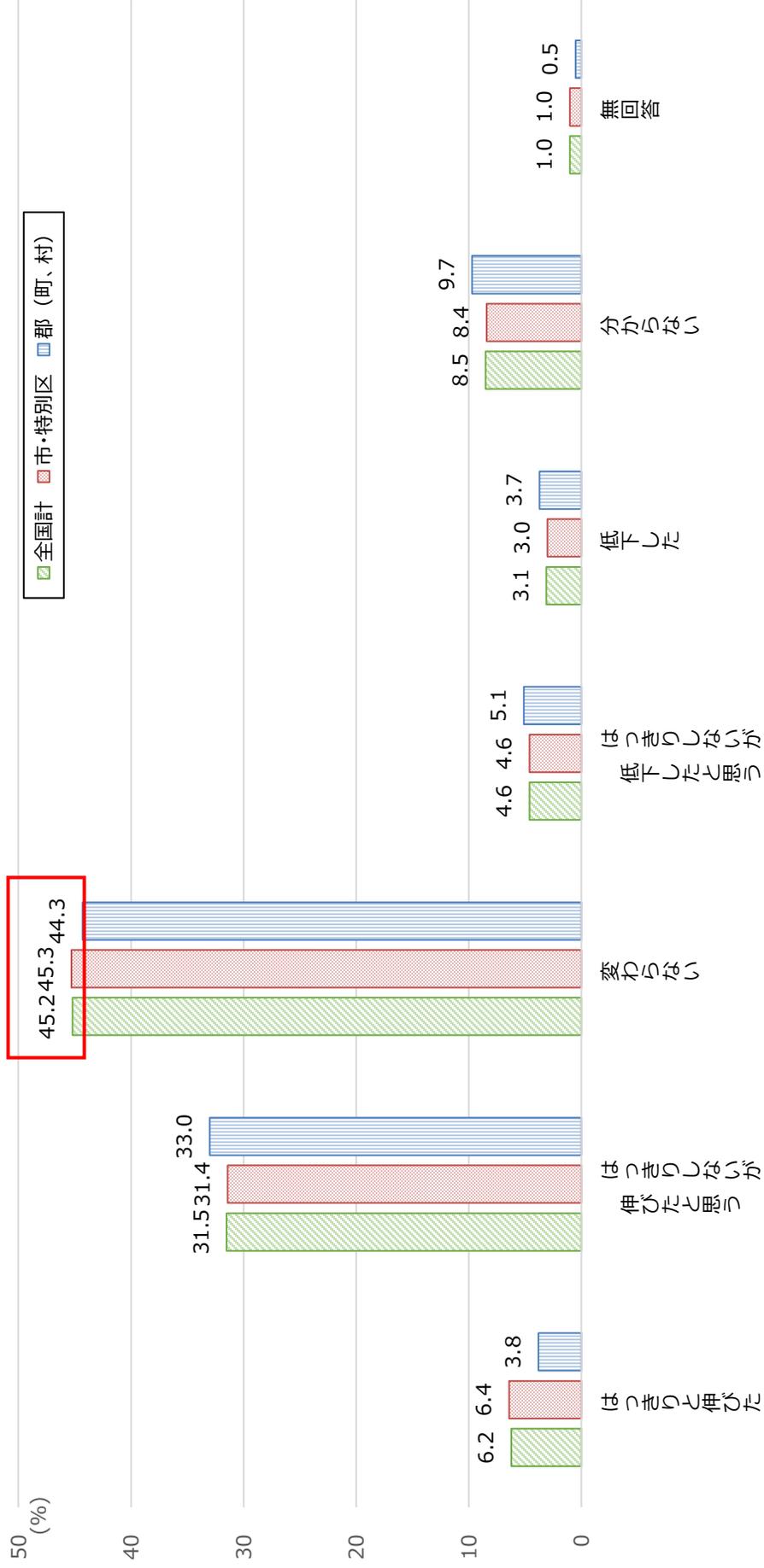


(注) 上図は集計対象企業 (8,666社)、下図は集計対象企業のうち最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業 (3,990社) について集計。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2024年)

2024年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

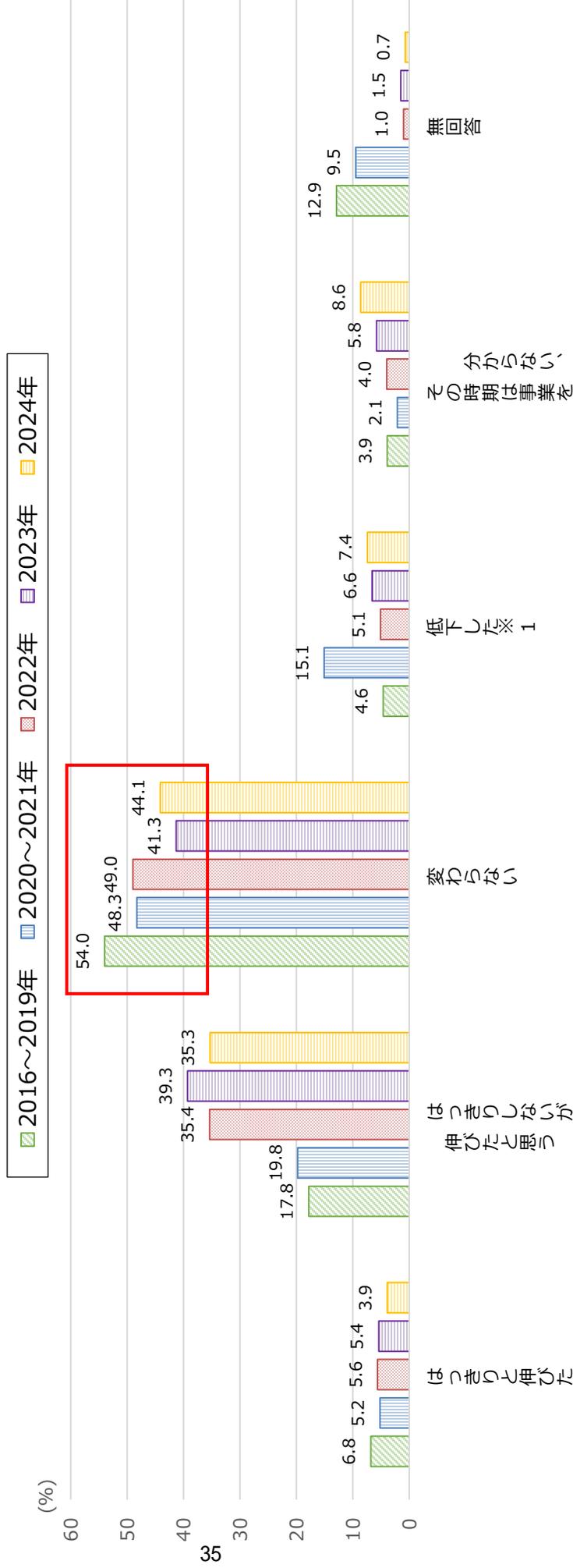


(注) 集計対象企業 (8,666社) のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業 (2024年調査: 3,990社) について集計。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (パネル集計)

2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、いずれの年も「変わらない」が最も多い。一方、2022年、2023年は「はつきり」としなが、伸びたと思う」が、2016～2019年、2020～2021年と比べて増加している。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



※1 2022年～2024年調査については、「低下した」、「はつきりしないが、低下したと思う」の選択肢の合算。

※2 2022年～2024年調査における選択肢は、「分からない」

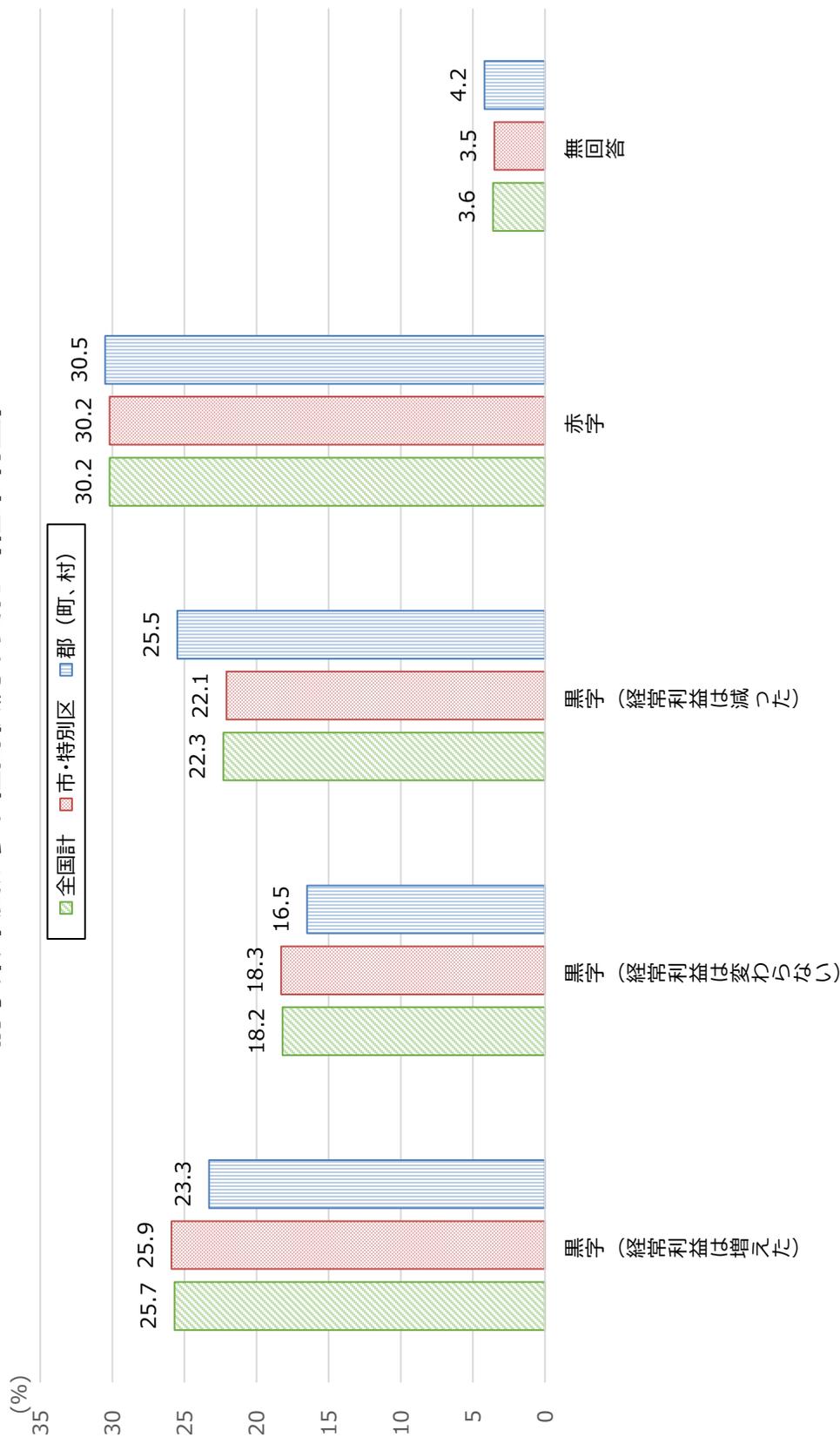
(注) 「2016～2019年」と「2020～2021年」は、2021年調査によるもの。

(注) 集計対象企業(1,843社)のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取組みなかったことがあった」を回答した企業(2024年調査: 882社、2023年調査: 910社、2022年調査: 649社、2021年調査: 1,026社)について集計。

前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中でも全国計、市・特別区でも全国計、市・特別区では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多く、郡（町、村）では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。

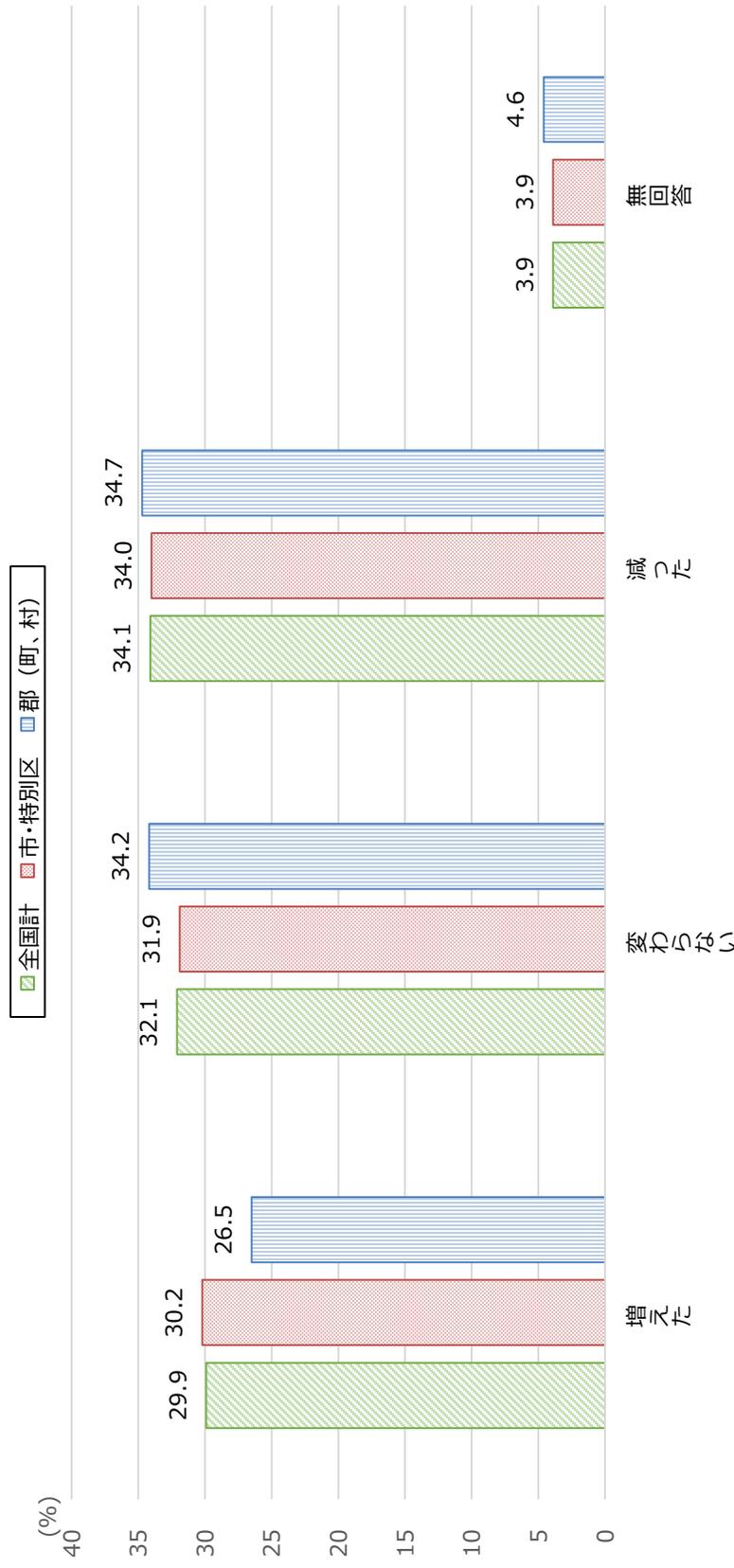
前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）



前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上額）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計及び市・特別区では「増えた」「変わらない」「変わらない」はそれぞれ30%程度、「減った」は34%程度。郡（町、村）は、「増えた」が26.5%で、「変わらない」「減った」「減った」はそれぞれ35%程度となっている。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）



2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在までの影響

2024年度地域別最低賃金の改定について、2024年10月から現在（2025年1～2月）までの影響については、下記のような影響は受けていないとの回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金の大幅引上げが社会的に注目されて、価格転嫁がやりやすくなった」が多かった。

2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在（2025年1～2月）までの間での影響

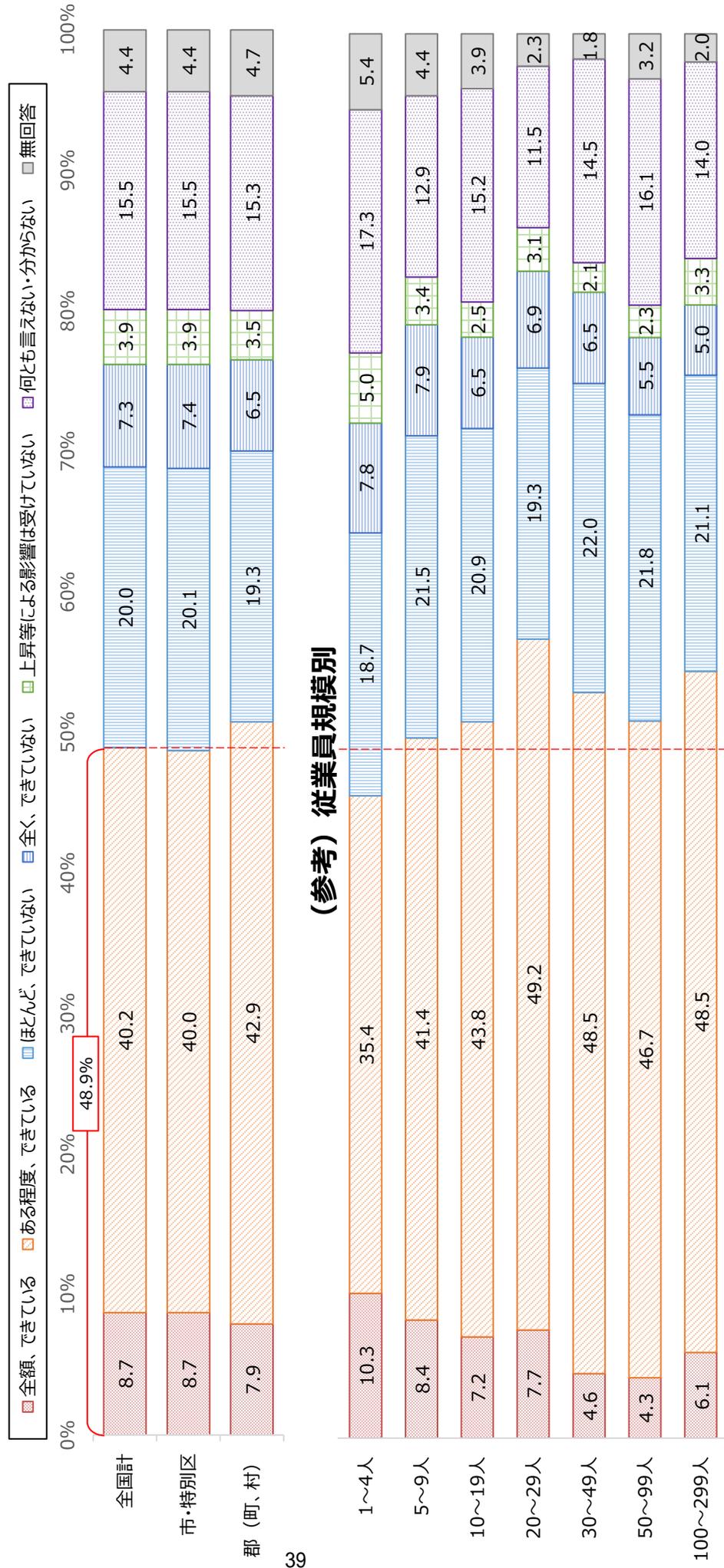


(注) 集計対象企業（8,666社）について集計。

原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁①

原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に上昇コストを価格転嫁できているかについては、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業が合計48.9%。この割合は、従業員規模に応じた明確な傾向は見取れない。

原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に、上昇コスト全額を価格転嫁できているか



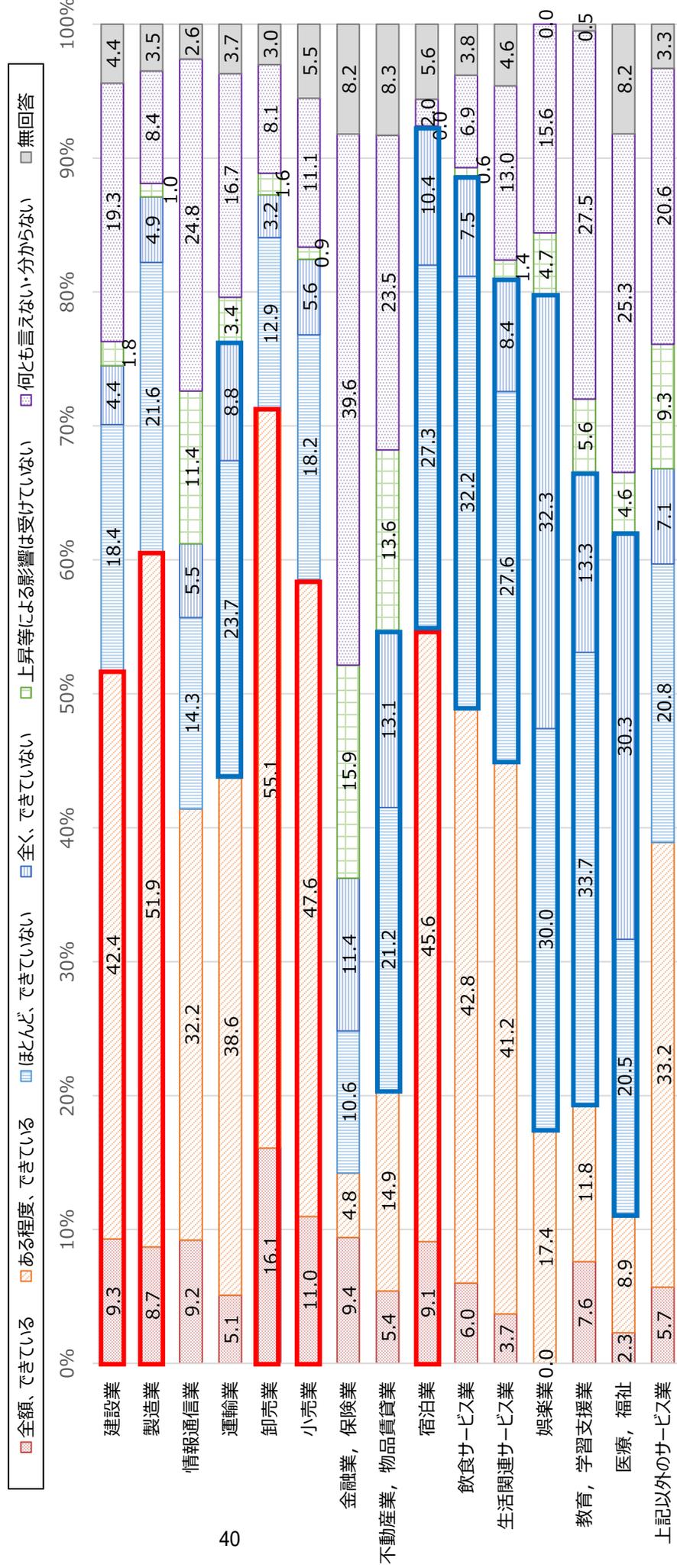
(参考) 従業員規模別

(注) 集計対象企業 (8,666社) について集計。

原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁②

価格転嫁に関する対応状況について、業種別にみると、「全額、できていない」又は「ある程度、できていない」中小企業の割合が5割を超える業種（建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業）もあれば、「ほとんど、できていない」又は「全く、できていない」中小企業の割合が3割を超える業種（運輸業、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉）もある。

(参考) 業種別

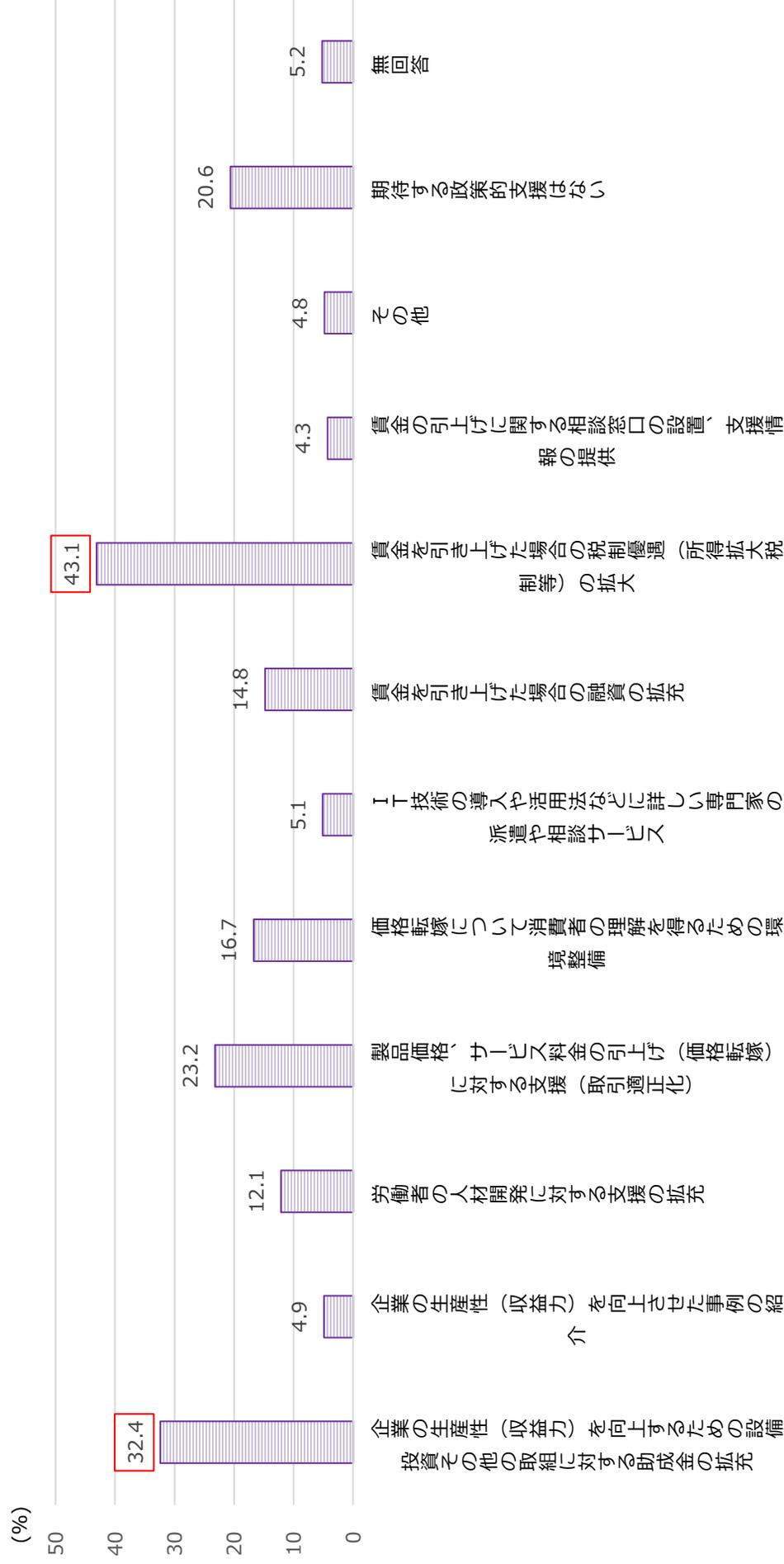


(注) 集計対象企業 (8,666社) について集計。

最低賃金引上げに対応するために期待する政策的支援

中小企業が最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、「賃金を上げた場合の税制優遇（所得拡大税制等）の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援（複数回答）



株式会社ナビット「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」 (2025年)の概要(速報)

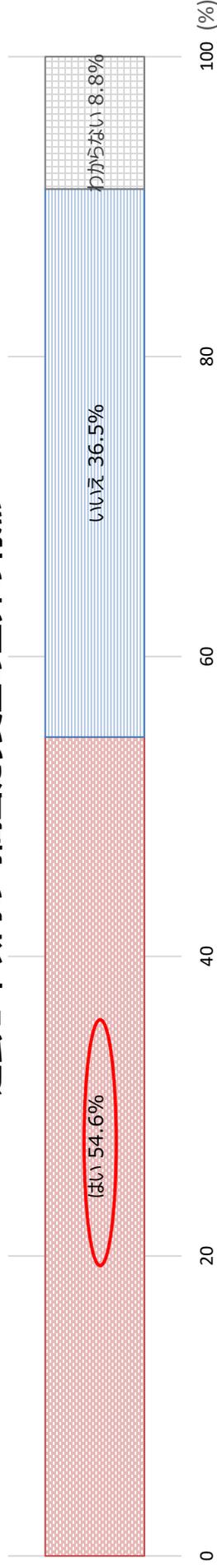
株式会社ナビット「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2025年)の概要(速報)

<p>調査の概要</p>	<p>実施機関 株式会社ナビット(厚生労働省委託事業)</p>	<p>今後の最低賃金に関する検討に資するため、2024年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。(本資料中「2025年調査」と表記)</p> <p>なお、株式会社N T T データ経営研究所(厚生労働省委託事業)「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2024年)は、2023年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査したもの。(本資料中「2024年調査」と表記)</p> <p>時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者(以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。) ※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。</p> <p>WEB上でのモニター調査</p> <p>2025年5月2日～12日</p>																										
<p>集計対象者数等</p>	<p>集計対象者数 集計対象者数：3,000人</p>	<p>【性別】</p> <table border="1" data-bbox="871 1191 1006 1585"> <tr><td>男性</td><td>798人</td></tr> <tr><td>女性</td><td>2,202人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,000人</td></tr> </table> <p>【年齢階級】</p> <table border="1" data-bbox="871 714 1135 1108"> <tr><td>29歳以下</td><td>679人</td></tr> <tr><td>30～39歳</td><td>277人</td></tr> <tr><td>40～49歳</td><td>482人</td></tr> <tr><td>50～59歳</td><td>625人</td></tr> <tr><td>60歳以上</td><td>937人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,000人</td></tr> </table> <p>【勤務地の地域区分】</p> <table border="1" data-bbox="871 238 1049 631"> <tr><td>Aランク</td><td>1,438人</td></tr> <tr><td>Bランク</td><td>1,302人</td></tr> <tr><td>Cランク</td><td>260人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,000人</td></tr> </table>	男性	798人	女性	2,202人	合計	3,000人	29歳以下	679人	30～39歳	277人	40～49歳	482人	50～59歳	625人	60歳以上	937人	合計	3,000人	Aランク	1,438人	Bランク	1,302人	Cランク	260人	合計	3,000人
男性	798人																											
女性	2,202人																											
合計	3,000人																											
29歳以下	679人																											
30～39歳	277人																											
40～49歳	482人																											
50～59歳	625人																											
60歳以上	937人																											
合計	3,000人																											
Aランク	1,438人																											
Bランク	1,302人																											
Cランク	260人																											
合計	3,000人																											
<p>備考</p>	<p>集計対象者の主な属性</p>	<p>※ 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性(性別・年齢階級・勤務地の地域区分)別の構成比をもとに、全体回答数を3,000人とした各属性毎の目標回答数を設定。</p> <p>本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業(令和7年度)」の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性があります。</p>																										

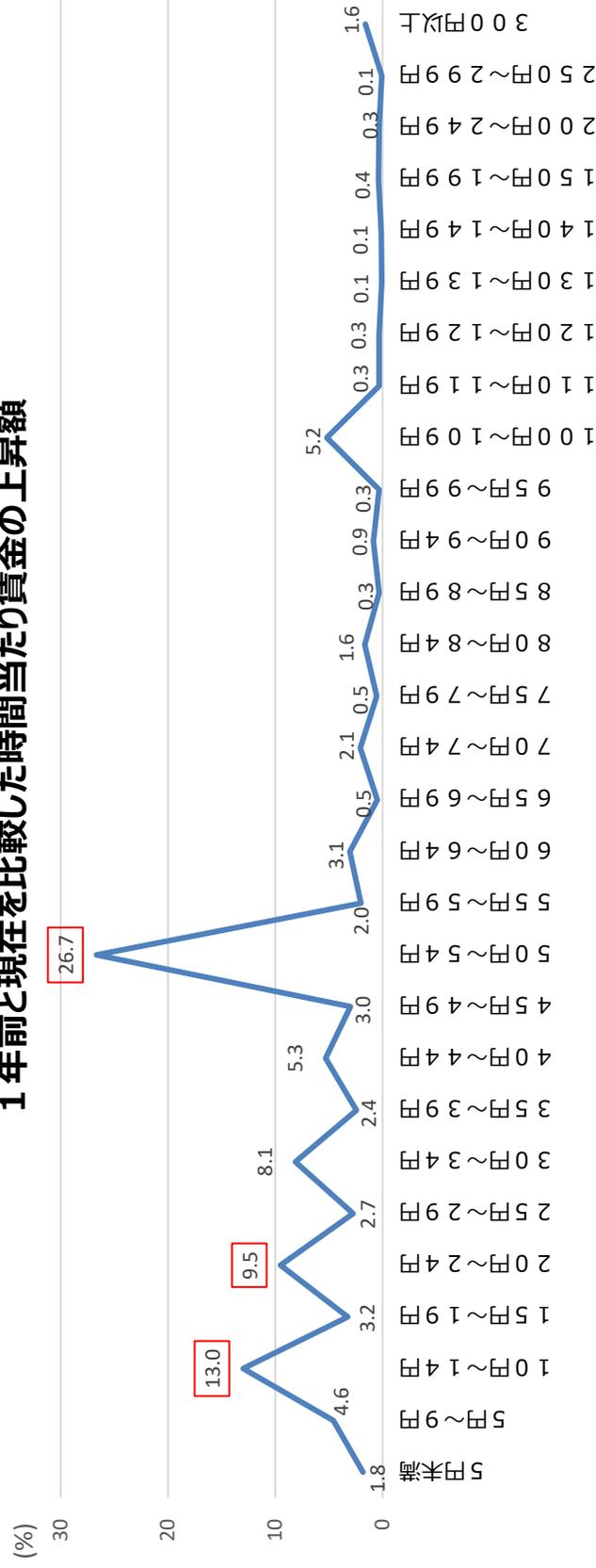
過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無と上昇額

- 最賃近傍雇用者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金が上昇したのは54.6%であり、賃金上昇額は「50～54円」（26.7%）、「10～14円」（13.0%）、「20～24円」（9.5%）の順に多くなっている。

過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無



1年前と現在を比較した時間当たり賃金の上昇額

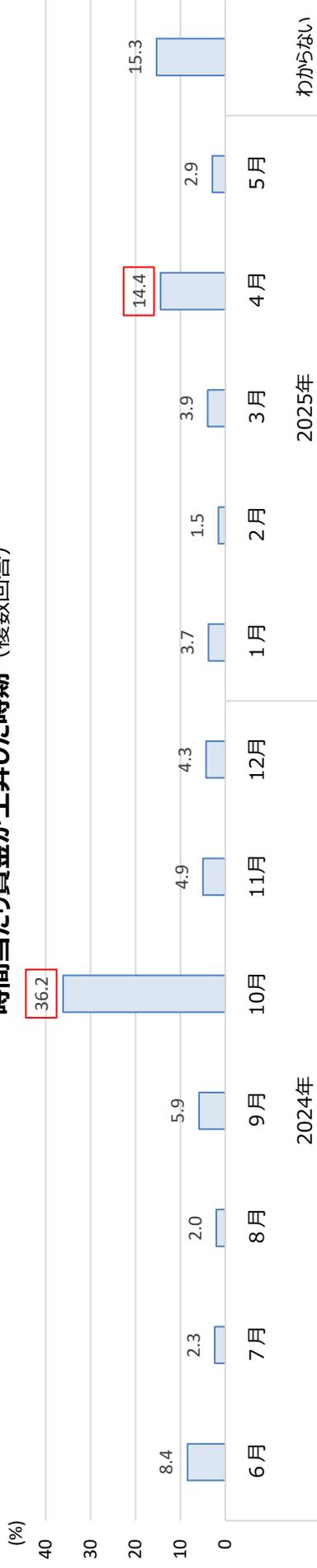


(注) 有効回答者（3,000人）について集計。賃金上昇額は、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（1,639人）について集計。

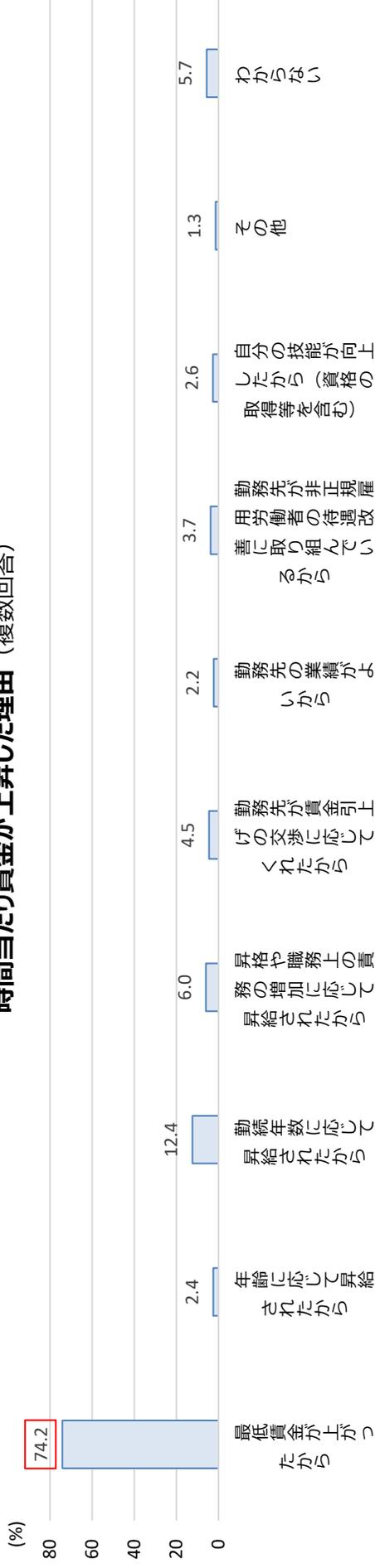
過去1年以内の時間当たり賃金が上昇した時期及び理由

- 最賃近傍雇用者について、過去1年間で時間当たり賃金が上昇した時期は、「2024年10月」(36.2%)が最も多く、「2025年4月」(14.4%)が次いで多い。時間当たり賃金が増えた理由は、「最低賃金が増えたから」(74.2%)が最も多くなっている。

時間当たり賃金が増えた時期 (複数回答)



時間当たり賃金が増えた理由 (複数回答)

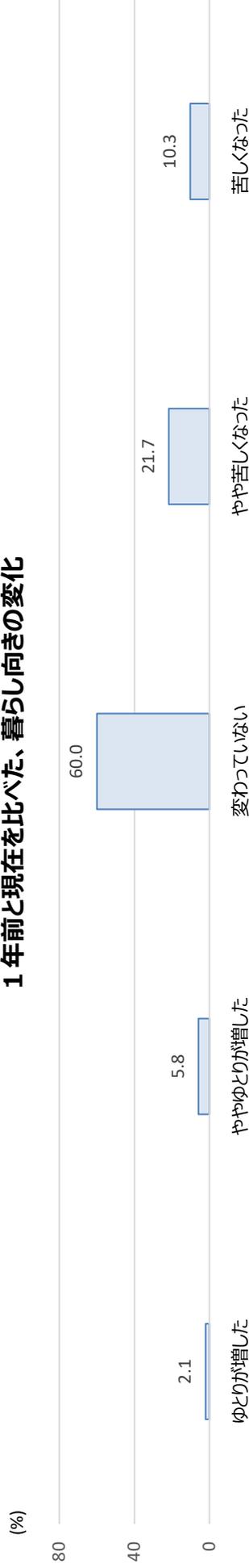


(注) 有効回答者 (3,000人) のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者 (1,639人) について集計。

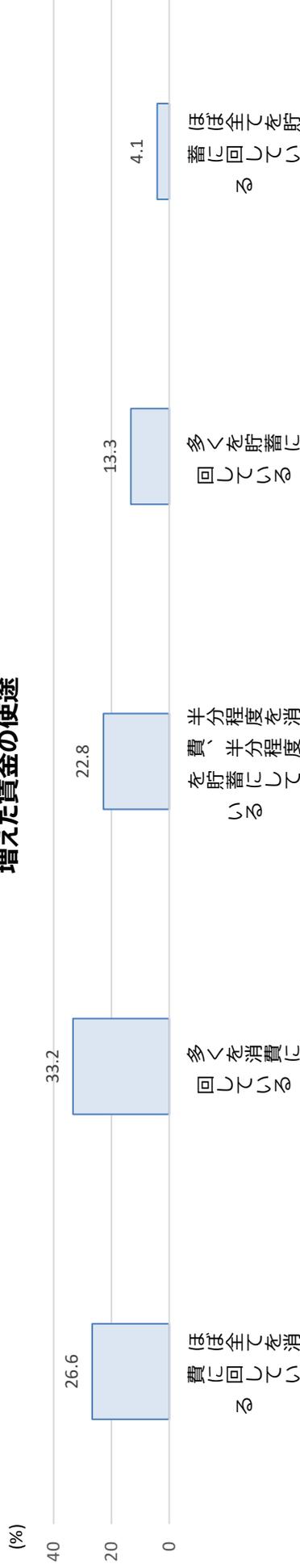
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が60.0%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計32.0%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計8.0%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計59.8%となっている。

1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化



増えた賃金の使途



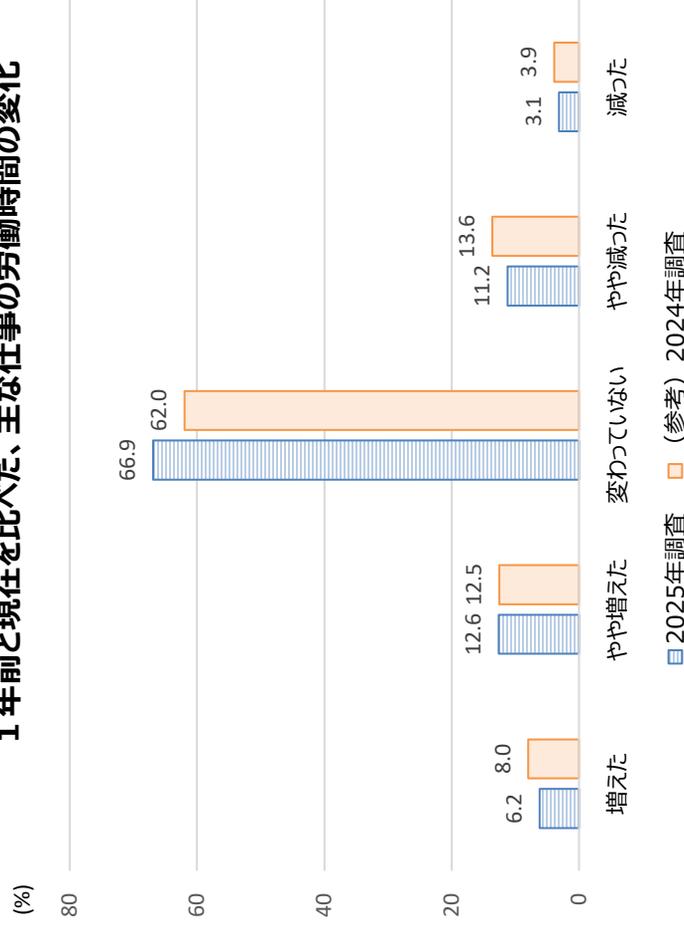
(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(1,214人)について集計。増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者(707人)について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。 20

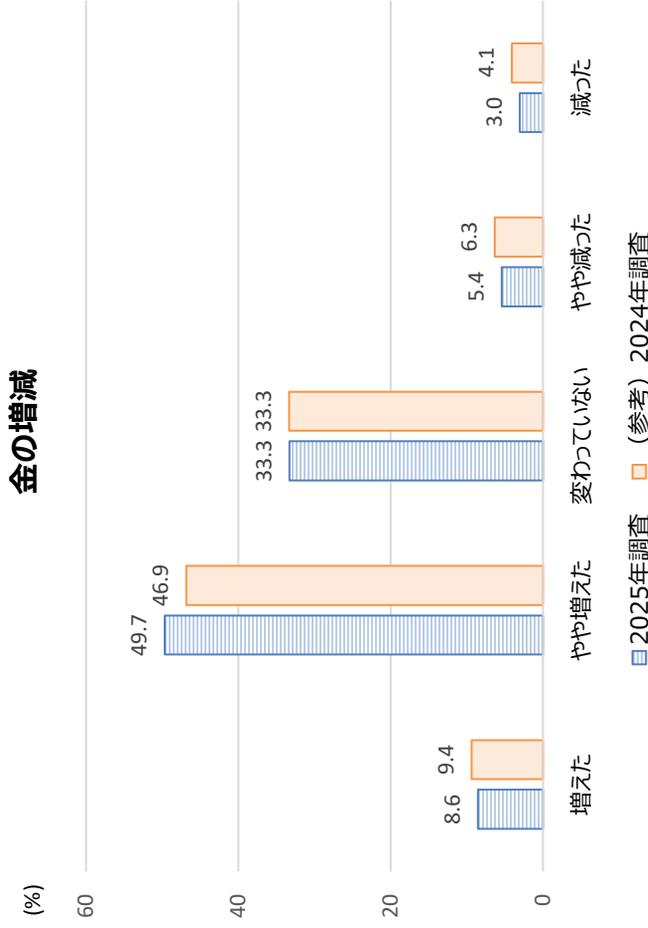
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の賃金及び労働時間の変化

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化を聞いたところ、「変わっていない」が66.9%と最も多く、2024年調査の結果と同じ傾向であった。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減を聞いたところ、「増えた」「やや増えた」が計58.2%、「変わっていない」が33.3%、「やや減った」「減った」が計8.5%となっており、2024年調査の結果と同じ傾向であった。

1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化



1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減

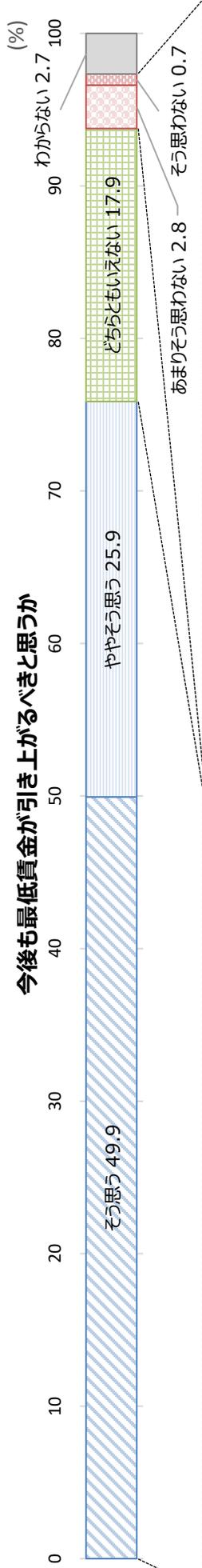


(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者 (2025年調査: 1,214人、2024年調査: 1,187人) について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

今後の最低賃金引上げに関する見解

- 今後も最低賃金が引き上がるべきかについて尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が計75.9%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が計3.6%となっている。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」が65.8%と最も多く、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由は、「最低賃金が引き上がると、その分労働時間を減らさなくてはならないから」が26.2%と最も多くなっている。



今後最低賃金が引き上がるべきかと思う理由 (複数回答)



今後最低賃金が引き上がるべきかと思わない理由 (複数回答)



(注) 今後も最低賃金が引き上がるべきかと思うかについては、有効回答者(3,000人)について集計。今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについては、「そう思う」「ややそう思う」と回答した者(2,276人)、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わないかについては、「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した者(107人)について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値が一致しない場合がある。

1. サプライチェーン全体の成長を目指して、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った行動を！

発注者

受注者

- 価格転嫁の難しい労務費に関する「**発注者、受注者それぞれが採るべき行動**」の指針を、内閣官房・公正取引委員会が2023年11月に策定・公表。
- 受注者が価格交渉し易いよう、労務費、原材料費、エネルギーコストを分けて交渉するための**価格交渉の様式**も例示。

詳細についてはこちら→



【発注者が採るべき行動】（ポイント）

- ① 転嫁を受け入れる取引方針を、**経営トップ**まで上げて決定。その方針を社内外に示す。
- ② 受注者から求めがなくとも、**定期的な協議の場**を設ける。受注者から協議の求めがあればこれに応じる。
- ③ **公表資料**（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額・上昇率など）**に基づく根拠資料を、合理的なものとして尊重**。

【受注者が採るべき行動】（ポイント）

- ① **価格転嫁サポート窓口**や下請かけこみ寺、商工会・商工会議所等の窓口で相談するなど、積極的に情報収集して交渉する。その際に、「**価格交渉様式例**」も活用する。
- ② 根拠資料として、最低賃金上昇率などの**公表資料**を用いる。

2. 価格交渉をする前の準備は、「価格交渉ハンドブック」を使ってください

受注者

- 事業者が価格交渉の前に準備しておくことや実際に交渉を開始する際の提案方法等をまとめています。
- 交渉に活用頂くことができるヒントを提供しています。

詳細についてはこちら→



3. サプライチェーン全体で付加価値向上に取り組むなら「パートナーシップ構築宣言」を！

発注者

- 事業者が、**サプライチェーン全体の付加価値向上**、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「**代表権のある者の名前**」で宣言するもの。
- 新たな連携及び取引適正化の重点 5 課題について、宣言。

詳細についてはこちら→



4. 賃上げに取り組む経営者の皆様は、「賃上げ促進税制」が利用できます

大企業

中小企業

- 青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から**税額控除**できます。
- 中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年繰越しが可能**になりました。

詳細についてはこちら→
大企業及び中堅企業向け



詳細についてはこちら→
中小企業向け



5. 人手不足を乗り越え、生産性向上を目指す皆様は、「中小企業省力化投資補助事業」の活用を！

中小企業

- 中小企業者等が**省力化のための設備投資**を行い、労働生産性年平均成長率3%（カタログ型）又は4%（一般型）向上を目指す事業を支援しています。
- 給与支給総額年率6%・事業所内最低賃金45円以上の賃上げに取り組むことにより、補助上限額の引き上げを適用することもできます（カタログ型）。

詳細についてはこちら→



下請代金法等が改正されます

サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現に向け、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和8年1月1日に施行されます。

ここが変わる！法改正のポイント

下請代金支払遅延等防止法

下請中小企業振興法

【共通】用語の見直し：「下請事業者」→「中小企業受託事業者」、
「親事業者」→「委託事業者」等

新名称

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
(通称：中小受託取引適正化法(取適法))

新名称

受託中小企業振興法

内容変更

①協議を適切に行わない代金額の決定の禁止
一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為が禁止されます

②手形払等の禁止
電子記録債権なども含め、委託代金の支払期日に満額現金化できなければ支払遅延と見なされます。

③運送委託の対象取引への追加
荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引も規制対象に追加されます。

④従業員基準の追加
製造委託等は300人、役務提供委託等は100人の従業員数の基準が追加されます。

⑤面的執行の強化
事業所管省庁に指導・助言権限が付与されます。

内容変更

①多段階の事業者が連携した取組への支援
2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画も、承認・支援が受けられます。

②適用対象の追加
荷主と運送事業者との取引、従業員の大小関係がある取引も対象に追加されます。

③地方公共団体との連携強化
下請かけこみ寺に寄せられる声の活用など連携が強化されます。

④主務大臣による執行強化
状況が改善されない事業者に対して、より具体的な措置を示した勧奨が行われます。

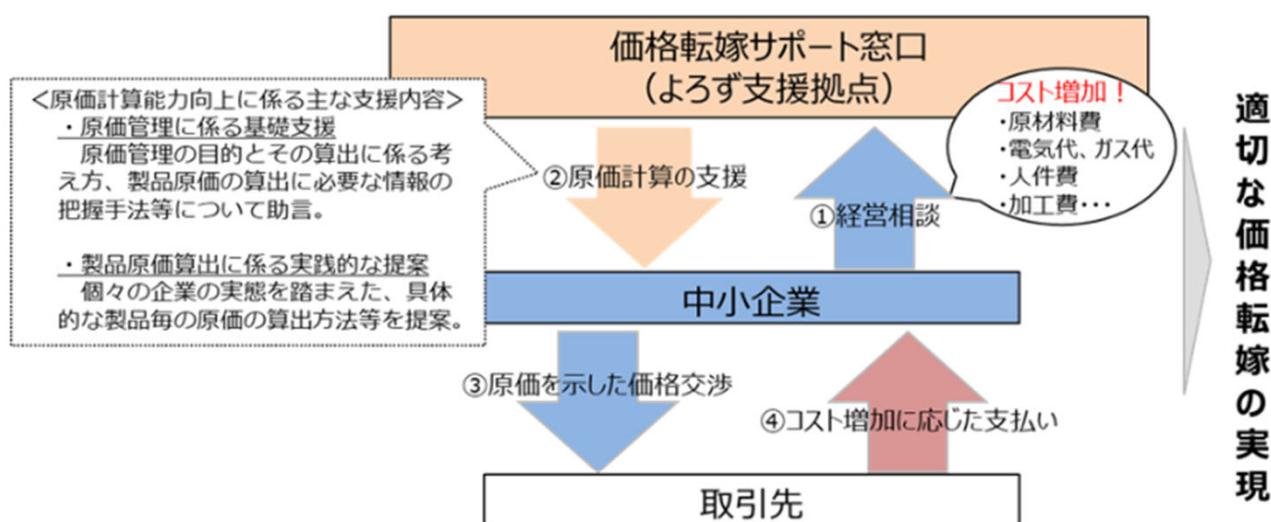


※ 詳しくは、中小企業庁
ホームページをご覧ください。

価格交渉・価格転嫁をよろず拠点が後押しします！

「価格転嫁サポート窓口」に 相談してみませんか

価格転嫁サポート窓口（よろず支援拠点）では、
価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の
習得支援を通じて、価格交渉・価格転嫁を後押しします。



島根県よろず支援拠点

相談会場：しまね産業振興財団（松江市）
松江商工会議所（松江市）
いずも企業交流館（出雲市）
シティパルク（浜田市）
SEASIDE COMMUNITY NALU（益田市）



鳥取県よろず支援拠点

相談会場：
鳥取県商工会連合会（鳥取市）
ビジネスサポートオフィス鳥取（鳥取市）
中部商工会産業支援センター（北栄町）
米子商工会議所（米子市）



山口県よろず支援拠点

相談会場：山口市産業交流拠点（山口市）
他出張相談、オンライン相談



岡山県よろず支援拠点

相談会場：
TOGITOGI（岡山市北区）
津山商工会館（津山市）
他出張相談、web相談



広島県よろず支援拠点

相談会場：広島県情報プラザ（広島市中区）
広島県福山庁舎内（福山市）



2026年1月から
下請法は取適法にかわります
中国経済産業局 適正取引推進課
TEL082-224-5745



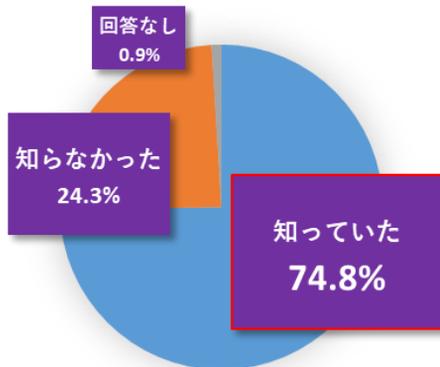
令和6年度 業務改善助成金アンケート結果

業務改善助成金を申請した事業場に制度や効果についてアンケートを実施しました。結果は以下のとおりです。今後とも必要な対応に努めてまいります。(回答数103事業場)

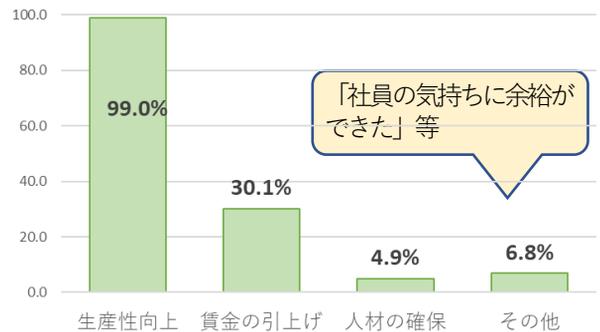
結果概要

- 業務改善助成金は…「大いに役に立った」(91.3%)、「まあまあ役に立った」(8.7%)
- 取組の効果として…「生産性の向上につながった」(99.0%)、
「最低賃金以外で働く労働者の賃金の引上げ」(30.1%)
- 今後の活用は…「今後も利用したい」(55.3%)、
「設備投資する予定があれば考えたい」(27.2%)

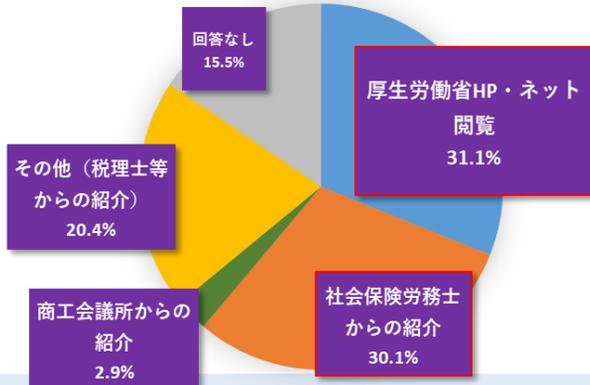
1. 業務改善助成金の認知度



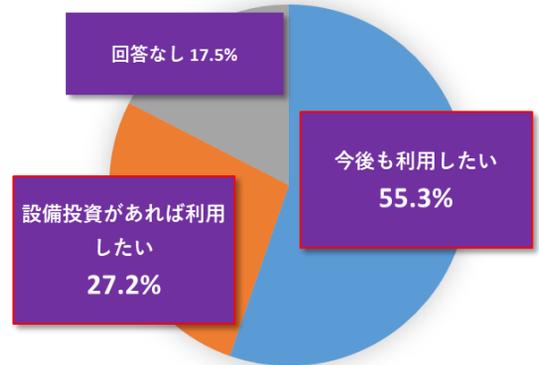
4. 取組の結果、どのような効果があったか (複数回答可能)



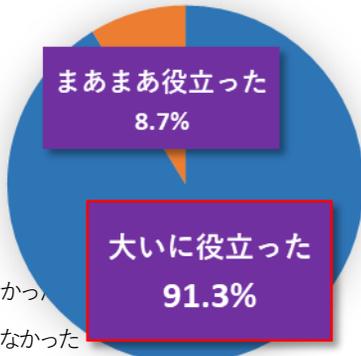
2. 業務改善助成金制度を知るきっかけ



5. 今後も業務改善助成金を利用したいか



3. 業務改善助成金が役に立ったか



<注意事項>

- ・過去に、業務改善助成金を活用した事業者も助成対象になります。
- ・予算の範囲内で交付するため、期間内に募集を終了する可能性があります。
- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象とはなりません。
- ・必ず最新の交付要綱・要領で助成要件を確認ください。(交付要綱・要領は裏面のある「業務改善助成金」ページをご参照ください。)

【お問い合わせ先】
業務改善助成金コールセンター
0120-366-440
(受付時間 平日9:00-17:00)

【ワンストップ窓口】
広島働き方改革推進支援センター
0120-610-494
(受付時間 平日9:00-17:00)

厚生労働省
広島労働局

◆ 業務改善助成金の概要

- 事業所内で最も低い賃金(事業所内最低賃金)を**30円以上引き上げ**、生産性向上に資する設備投資等(機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練等)を行った場合に、その設備等にかかった費用の一部を助成する制度です(要件により、**最大600万円**まで)。
- 令和7年度(第2期)の申請期限は、申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

対象事業者の要件

- ・中小企業・小規模事業者であること
(大企業と密接な関係を有する企業(みなし大企業)でないこと)
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金との差額が**50円以内**であること
- ・解雇、賃下げなどの不交付事由がないこと等

申請の単位

要件を満たした事業主は**事業場ごと**に申請する

◆ 業務改善助成金の申請～受領までの流れ

- **広島労働局雇用環境・均等室**(※事業場所在地を管轄する都道府県労働局)に対し、所定様式で申請を行っていただきます。



業務改善助成金 広島県内の導入事例

【卸売業・小売業】

◇ POSレジシステム

【取組内容(導入機器等)】

自動釣銭、QR決済、クレジット端末と連携のある新型POSレジ

【導入の効果】

- ①会計ミスがなくなり、お客様とのトラブルが削減。信用が保たれ、清算業務も改善され、生産性が向上した。
- ②各端末への金額入力作業がなくなり、作業時間が10%短縮。清算作業が1日あたり60分から20分に、釣銭準備作業が1日あたり20分から5分に削減した。



【製造業(食品)】

◇ ロボット

【取組内容(導入機器等)】

ごはん盛り付けロボット

【導入の効果】

- ①原材料の計量を手作業で行っていたときは、3人で合計2時間程度の時間を要していたが、機器導入後、2人で2時間程度となり作業効率が上がった。
- ②付属商品のおにぎり機を使用して、新商品を開発したことで、新たな販路拡大につながっている。



【医療業】

◇ 電子カルテ

【取組内容(導入機器等)】

電子カルテ

【導入の効果】

- ①受付業務がスムーズになり、患者さんの会計時等の待ち時間が短縮した。
- ②受付スタッフの残業時間が1か月あたり約5時間ほど短縮した。



【申請様式・マニュアル等について】 [業務改善助成金](#)

検索

上記検索、または右のQRコードから

厚生労働省HP「業務改善助成金」ページにある

- ・交付要綱・各種様式 > 令和7年度申請分
- ・申請のお役立ちツール > 「申請マニュアル」「申請書等の記入例」等を参照いただき申請ください。ご不明点は、裏面の問い合わせ先にご連絡ください。



【申請先】

広島労働局 雇用環境・均等室

〒730-8538

広島県広島市中区八丁堀6番30号

広島合同庁舎第2号5階

082-221-9247 (受付時間 平日8:30-17:15)

アンケート回収事業場 103 事業場

1 業務改善助成金の認知度			
A 制度を知っていた	77		認知率 74.8%
B 制度を知らなかった	25		
C 回答なし	1		
2 業務改善助成金制度を知るきっかけ			
A 厚生労働省ホームページ	32	31.1%	
B 社会保険労務士からの紹介	31	30.1%	
C 商工会議所・商工会からの紹介	3	2.9%	
D その他	21	20.4%	
E 回答なし	16	15.5%	
3 業務改善助成金が生産性向上に役立ったか			
A 大変役に立った	94	91.3%	
B やや役に立った	9	8.7%	
C あまり役に立たなかった	0	0.0%	
D 全く役に立たなかった	0	0.0%	
4 取組の結果、どのような効果があったか(複数可)			
A 生産性の向上につながった	102		
B 事業場内最低賃金以外の賃金で働く労働者の賃金も引き上げることができた	31		
C 人材の確保につながった	5		
D その他の効果(具体的に:)	7		
5 今後も業務改善助成金を利用したいか			
A 利用したい	57	55.3%	
B 設備投資する予定が今後あれば、考えた			
い	28	27.2%	
C 利用しない	0	0.0%	
D 無回答	18	17.5%	
Cを選んだ場合、その理由			該当なし

業務改善助成金の都道府県別実績(交付決定件数)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
滋賀	131	236	273
京都	85	184	462
大阪	358	1,021	1,363
兵庫	260	563	919
奈良	72	158	252
和歌山	89	176	233
鳥取	94	177	192
島根	45	156	163
岡山	104	265	201
広島	169	403	429
山口	107	240	301
徳島	84	127	333
香川	98	241	323
愛媛	96	173	302
高知	37	196	172
福岡	219	529	863
佐賀	32	211	210
長崎	83	216	255
熊本	123	154	298
大分	161	224	299
宮崎	54	153	169
鹿児島	42	122	163
沖縄	82	217	354
全国計	5,672	13,406	18,601

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北海道	201	628	953
青森	62	158	248
岩手	124	242	240
宮城	59	188	241
秋田	55	95	144
山形	74	147	219
福島	84	254	346
茨城	101	213	302
栃木	104	204	351
群馬	76	187	230
埼玉	105	340	432
千葉	121	235	356
東京	440	693	1,007
神奈川	274	430	591
新潟	86	320	381
富山	58	158	206
石川	78	189	257
福井	91	253	342
山梨	33	127	111
長野	106	241	339
岐阜	101	308	439
静岡	181	322	730
愛知	361	1,085	1,315
三重	72	247	292